

摂津市一般廃棄物処理基本計画 中間見直し（案）



令和8年3月

摂 津 市

目次

第1章 総則	1
1 計画の概要	1
1) 法的根拠と計画の位置づけ	1
2) 適用範囲	2
3) 国・大阪府における計画及びその目標	2
2 地域の概況	5
1) 社会環境	5
2) 自然環境	6
3) 土地利用状況	7
第2章 ごみ処理基本計画	8
1 ごみ処理の現状調査と評価	8
1) ごみ処理体系の概要	8
2) ごみの発生量	9
3) ごみの減量化・再資源化の現況	11
4) 収集運搬の現況	13
5) 中間処理の現況	15
6) 最終処分の現況	16
7) ごみ処理に係る財政及び処理コスト	17
8) 類似都市との比較	18
9) 課題の抽出	21
2 基本構想	22
1) 基本理念及び基本方針	22
2) ごみ発生量の予測	23
3) 減量目標	25
3 個別計画	34
1) 減量化・再資源化計画	34
2) 分別、収集・運搬計画	45
3) 中間処理計画（再生を含む）	46
4) 最終処分計画	47
5) 魚腸骨について	47
6) 災害廃棄物について	47
第3章 摂津市食品ロス削減推進計画	49
1 計画策定にあたって	49
1) 食品ロスの現状	49
2) 国の動向	49

3) 計画策定の意義.....	49
4) 適用範囲.....	49
2 食品ロス削減の方向性	50
3 食品ロス削減目標	50
4 事業者及び市民に求められる役割・行動と基本的施策	51
第4章 生活排水処理基本計画	52
1 生活排水処理の現状と基本的課題	52
1) 生活排水処理の現状.....	52
2) 生活排水処理における基本的課題.....	56
2 生活排水処理に係る理念・目標と基本方針	57
1) 理念・目標.....	57
2) 基本方針.....	57
3 基本計画	58
1) 計画目標年度.....	58
2) 生活排水処理の目標.....	58
3) 生活排水処理の施策.....	59
第5章 計画の進行管理	60
用語解説	61
資料編	65

本文中で単語の右肩に「(用)」と表示しているものは、用語解説をつけています。

第1章 総則

1 計画の概要

1) 法的根拠と計画の位置づけ

摂津市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定します。

本計画の策定は、国の第六次環境基本計画、第五次循環型社会形成推進基本計画、大阪府の2030大阪府環境総合計画等との整合を図っています。また、本計画は、摂津市行政経営戦略の分野「環境」、施策「ごみ処理」についての具体的な取り組みを示すものです。

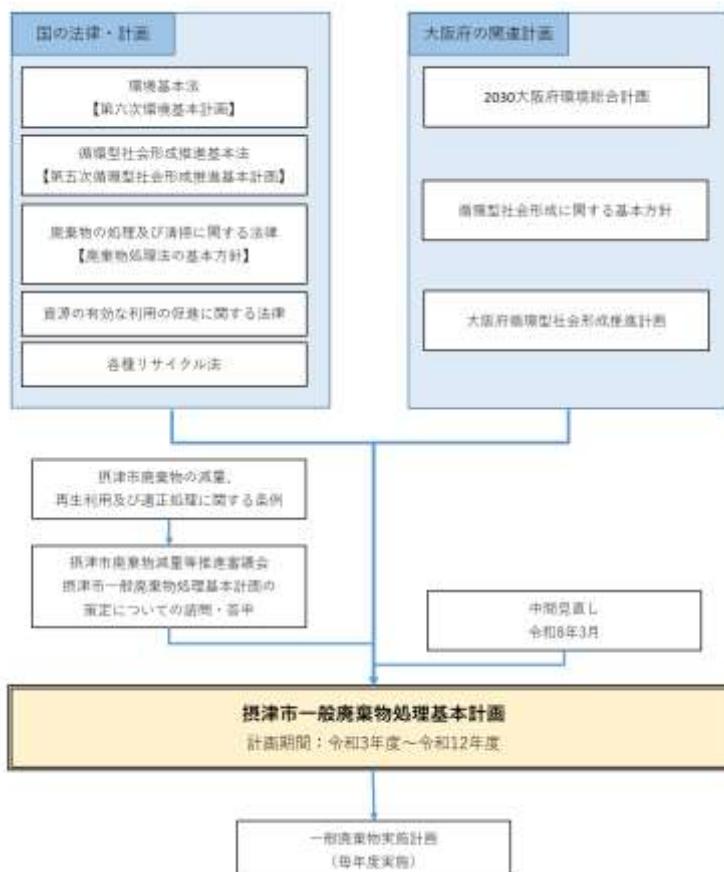


図 1-1 本計画の位置付け

計画策定の根拠

廃棄物処理法は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、一般廃棄物の適正処理を行うために同法第6条第1項に「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」としています。

廃棄物処理法施行規則第1条の3は、一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定することとしています。

2) 適用範囲

(1) 対象となる区域

本計画の対象となる区域は、摂津市（以下、「本市」という。）全域とします。

(2) 対象となる廃棄物

本計画の対象となる廃棄物^(用)は、本市から発生する一般廃棄物^(用)とします。

(3) 計画目標年次

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。計画目標年次は、本計画の最終年度である令和 12 年度とします。

本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、計画策定から 5 年後である令和 7 年度に、ごみの減量化・リサイクルの進展及び本計画に掲げる施策の進捗状況等を踏まえ、中間見直しを行いました。

今後、国の廃棄物行政の動向及び社会・経済情勢等により、大きな変化がある場合には、必要に応じて、適切な見直しを行います。

表 1-1 計画期間

R3年度 初年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 中間目標年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度 最終目標年度
← 前期 →					← 後期 →				

3) 国・大阪府における計画及びその目標

【第六次環境基本計画：令和 6 年 5 月】

環境基本法第 1 条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング^(用)、経済厚生の向上」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図ります。また、地域循環共生圏^(用)については、地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵となり、地域の「ありたい未来」に向けて、「新たな成長」の実践・実装の場として発展させていきます。

【第五次循環型社会形成推進基本計画：令和 6 年 8 月】

循環型社会の形成に向けて、5 つの柱ごとに方向性、将来像、役割、指標を設定し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済^(用)から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）^(用)への移行を重要な方向性と定め、環境保全を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を目指します。

【廃棄物処理施設整備計画：令和 5 年 6 月】

3 R^(用)の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化、災害対策、脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築の取組を基本理念とし、廃棄物処理施設の適切な在り方をソフト・ハード両面の施策で示しています。

【プラスチック資源循環戦略：令和元年 5 月】

廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック^(用)等による世界的な環境汚染問題に加え、アジア各国の廃棄物禁輸措置に対応するために「3R+Renewable」の基本原則と 4 つの重点戦略、6 つのマイルストーンを設け、プラスチック資源循環体制の構築を図るとともに、プラスチック資源循環による持続可能な発展と消費者のライフスタイルの変革を促進します。

【循環経済ビジョン 2020：令和 2 年 5 月】

世界的な人口増加・経済成長による社会・環境問題は転換期を迎えており、従来の線形経済から循環経済への移行が求められていることに加え、デジタル技術の発展と市場・社会からの環境配慮要請が高まっているため、様々な産業が「環境と成長の好循環」となる新たなビジネスチャンスと捉え、循環性の高いビジネスモデルへの転換を図ります。

【大阪府循環型社会推進計画：令和 3 年 3 月】

循環型社会の実現のためには、府民、事業者、市町村、府の各主体がそれぞれの果たすべき役割を認識した上で、連携・協働して、3R や適正処理に取り組んで行くことが必要となります。循環型社会の構築には、府民・事業者・行政が協働で取り組むことが求められます。各主体が「生活様式」、「事業活動」、「適正処理」の観点から施策・行動指針を示し、計画の目標達成に向けて進めています。

【2030 大阪府環境総合計画：令和 3 年 3 月】

環境だけでなく社会・経済課題の同時解決と統合的向上をめざすため、大阪府域における 2030 年の実現すべき姿として「いのち輝く SDGs 未来都市・大阪」を掲げ、誰一人としてとり残されることなく、活力に満ち溢れた社会の実現をめざします。

その実現に向けた環境施策として、「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の 5 つの分野を設定し、取組みを推進します。

コラム：国際的動向①【パリ協定】

【概要】

- 平成 27 年にフランス・パリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された 2020 年以降の気候変動に関する国際的な枠組みです。
- 世界共通の長期目標として、産業革命後の気温上昇を 2℃未満に抑える目標が設定されました。

コラム：国際的動向②【SDGs】

【概要】

- 平成 27 年にニューヨーク国連本部で開催された国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs：Sustainable Development Goals）として採択されました。
- SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、2030 年までに持続可能なよりよい世界を目指す国際目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 地域の概況

1) 社会環境

(1) 人口動態・分布

本市の人口と世帯数は、令和 6 年度では 86,483 人(10月1日時点)、43,340 世帯(10月1日時点)です。マンション開発などに伴う平成 30 年度以降人口増加が落ち着き減少の傾向が見られる一方、世帯数については増加の傾向が続いています。また、高齢者の割合は令和 6 年度では人口の 25.5%で、近年大きな変化はありません。

男女別年齢別人口は、令和 6 年度では男女ともに 50~54 歳が最も多く、45~54 歳の層が多いことから、今後 10~20 年以内に更に高齢化が進むことが予想されます。

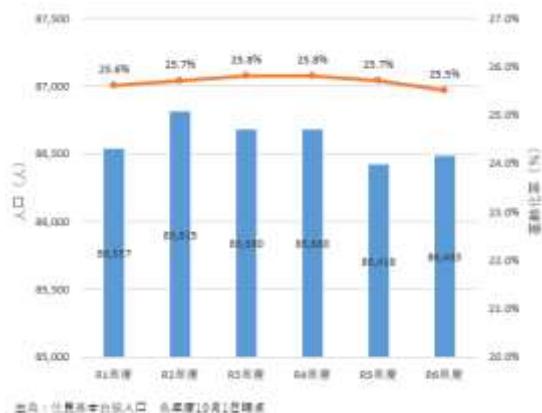


図 1-2 人口の推移

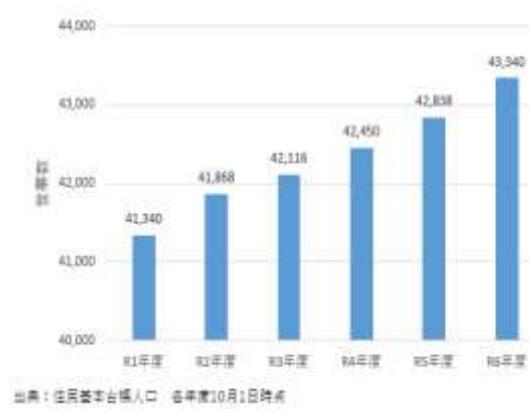
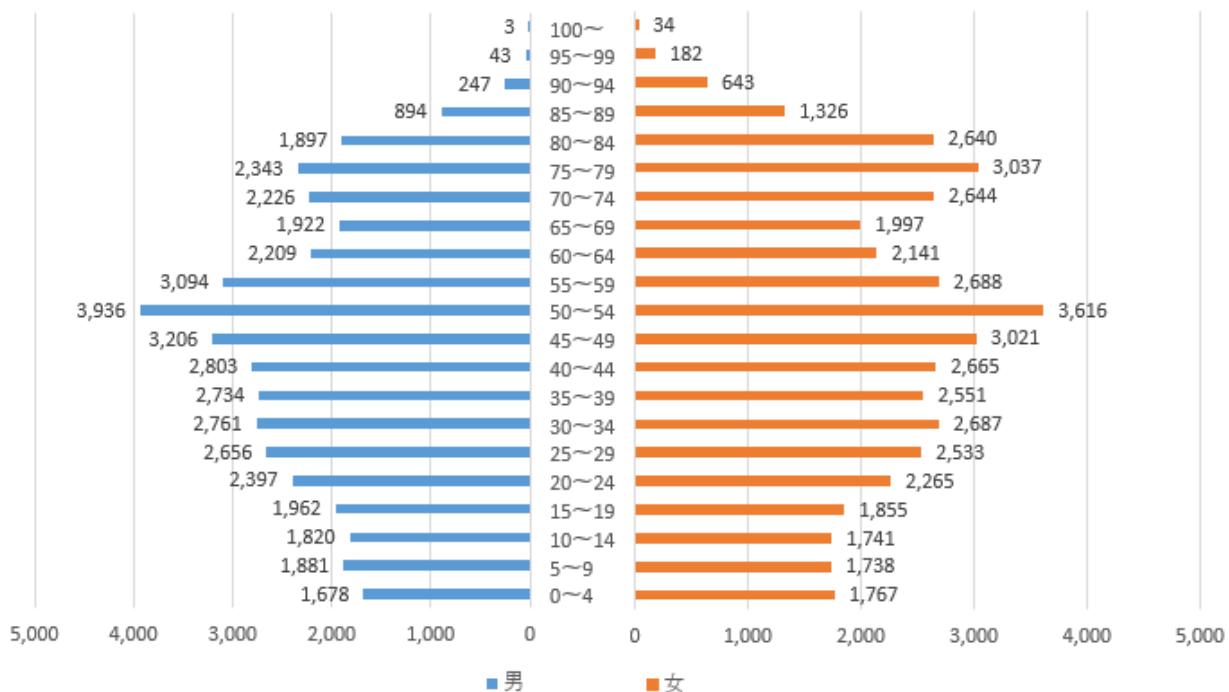


図 1-3 世帯数の推移

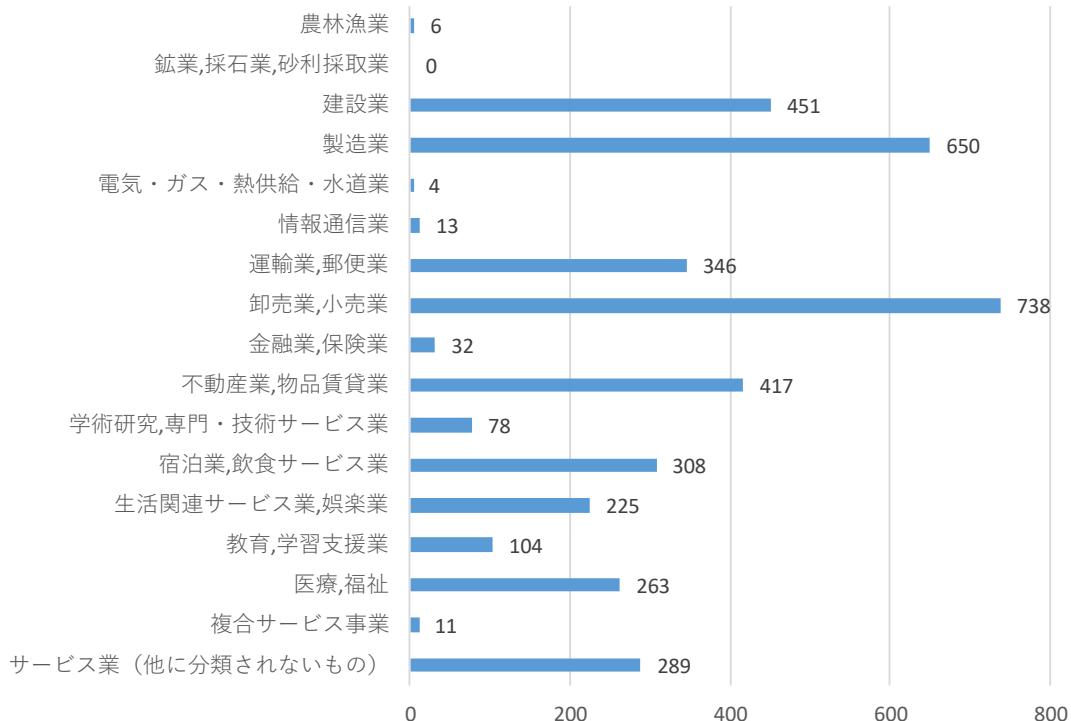


出典：住民基本台帳人口 令和 6 年度10月1日時点

図 1-4 男女別年齢別人口

(2) 産業構造及び動向

本市の事業所数は、令和3年度時点では3,935事業所です。産業構造を見ると、第3次産業の占める割合が最も大きく、事業所数では卸売業・小売業が18.8%と最も多い、次いで製造業が16.5%となっています。



出典：令和3年経済センサス 活動調査

図 1-5 産業分類別事業所数

2) 自然環境

(1) 位置・沿革

本市は、大阪平野の北部に位置しており、高槻市、茨木市、吹田市、大阪市、守口市、寝屋川市に接しています。昭和31年に味舌町、鳥飼村、味生村が合併し、三島町となり、その後、三宅村の一部を編入しました。昭和41年には、大阪府下28番目の市として、「摂津市」が誕生しました。

本市は、大阪の都市部から約12kmの距離に位置し、大阪市やその衛星都市を鉄道・幹線道路で結んでおり、大阪都市圏の核となる都市として発展し続けています。また、市内には、JR京都線千里丘駅、阪急京都線摂津市駅・正雀駅、大阪モノレール摂津駅・南摂津駅があり、5つの駅を中心に阪急バス、近鉄バス、京阪バスの路線網に加え、大阪中央環状線、大阪高槻京都線、大阪高槻線などの主要道路網が縦横にあります。



図 1-6 摂津市位置図

(2) 気象

本市は、穏やかな瀬戸内海式気候に属しており、年間を通して日照時間が長く、降水量が少ない温暖小雨な地域です。令和6年度の年平均気温は18.4℃、総降水量は1,590.0mm、日最大降水量は108.5mm、総日照時間は2,184.6時間です。

表 1-2 摂津市の気象

項目	単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
気温	平均	°C	17.6	17.7	17.5	17.5	18	18.4
	最大	°C	37.5	38.6	38.9	38.4	38.6	38.3
	最低	°C	0.7	-0.1	-1.5	-0.5	-2.0	0.1
降水量	年間総量	mm	1,219.0	1,521.5	2,014.5	1,058.0	1,343.5	1,590.0
	日最大	mm	101.5	64	105	55.5	135.5	108.5
日照時間	年間総量	h	2,101.2	2,149.6	2,179.8	2,319.6	2,324.0	2,184.6

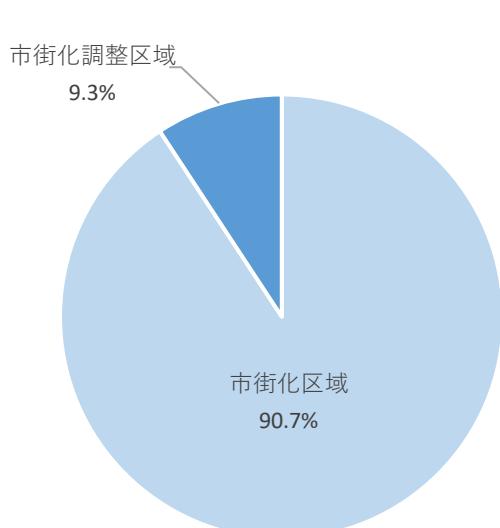
出典：大阪管区気象台

3) 土地利用状況

(1) 都市計画に係る土地利用・規制状況

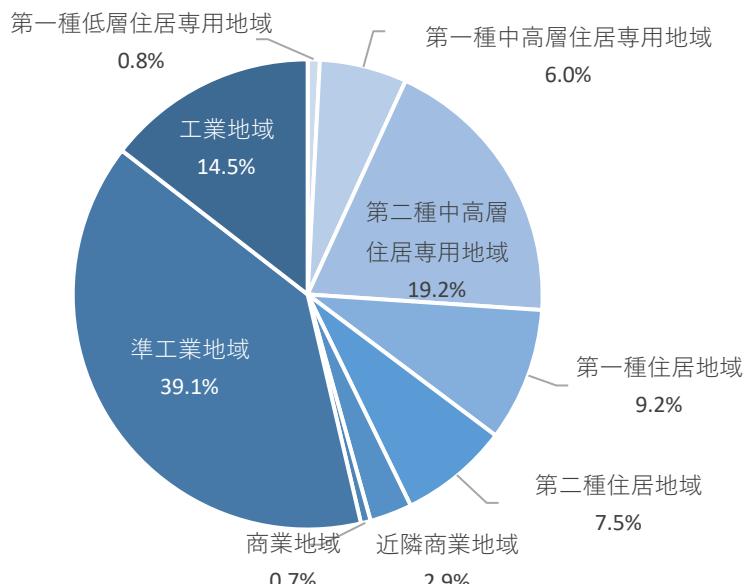
本市の都市計画区域面積は、令和元年3月時点で1,487haです。その内、市街化区域が1,349ha(90.7%)となっています。

また、用途地域別では、準工業地域が39.1%を占め、次いで第二種中高層住居専用地域が19.2%を占めています。事業所の多い本市では、工業地域と準工業地域が50%以上を占めており、産業都市としての特徴があります。



出典：令和6年度版摂津市統計要覧

図 1-7 都市計画区域



出典：令和6年度版摂津市統計要覧

図 1-8 用途地域

第2章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状調査と評価

1) ごみ処理体系の概要

(1) 廃棄物処理行政の経緯

本市では、平成23年5月に摂津市一般廃棄物処理基本計画を策定しています。その後の廃棄物処理行政の動きとしては、容器包装プラスチック類を「もやせるごみ」へ品目変更、小型家電^(用)の拠点回収の実施などを行っています。

平成30年12月には、隣接する茨木市と「廃棄物の広域処理に関する基本合意書」に調印しました。翌年の令和元年12月には、「茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約」が締結され、令和5年4月からは茨木市とのごみの広域処理を開始しています。また、「もやせるごみ」を「普通ごみ」に名称変更し、プラスチック製品・革製品・ゴム製品などが追加されました。「もやせないごみ」は「複雑ごみ」、「水銀使用製品」は「指定ごみ」に名称変更し、水銀使用製品に加え、ライター、乾電池、小型充電式電池、モバイルバッテリーの回収を追加しました。

表 2-1 廃棄物処理行政の経緯

年 月 日	環 境 事 業 関 係
平成23年5月	一般廃棄物処理基本計画策定（平成32年度まで）
平成26年4月	家庭ごみ（可燃・不燃・臨時）委託拡大
平成26年10月	食品トレイ収集開始
平成28年10月	「もやせないごみ」の容器包装プラスチック類を「もやせるごみ」へ品目変更を実施 小型家電の拠点回収を市内8か所で実施
平成29年7月	小型家電の拠点回収を市内11か所に
平成30年4月	北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定締結
平成30年6月	北摂地域レジ袋無料配布中止
平成30年10月	新たに水銀使用製品の収集開始
平成30年12月	茨木市と「廃棄物の広域処理に関する基本合意書」に調印
令和元年12月	「茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約」を締結
令和5年4月	茨木市と「廃棄物の処分及び周辺環境対策に要する費用負担に係る協定」を締結 茨木市とのごみの広域処理を開始

(2) ごみ処理フロー

本市では、普通ごみ、複雑ごみ、びん・缶などの資源を収集しています。普通ごみ及び複雑ごみは茨木市環境衛生センターで溶融処理しており、灰^(用)などは、埋立処分し、溶融後に発生する溶融スラグ・溶融メタルは再資源化しています。資源は、摂津市ストックヤードへ集められ、減容化後、再資源化しています。また、水銀製品^(用)や小型家電などは、直接再資源化を委託しています。

その他には、事業系資源の再資源化や、集団回収の実施などを行っており、適正処理・再資源化を進めています。

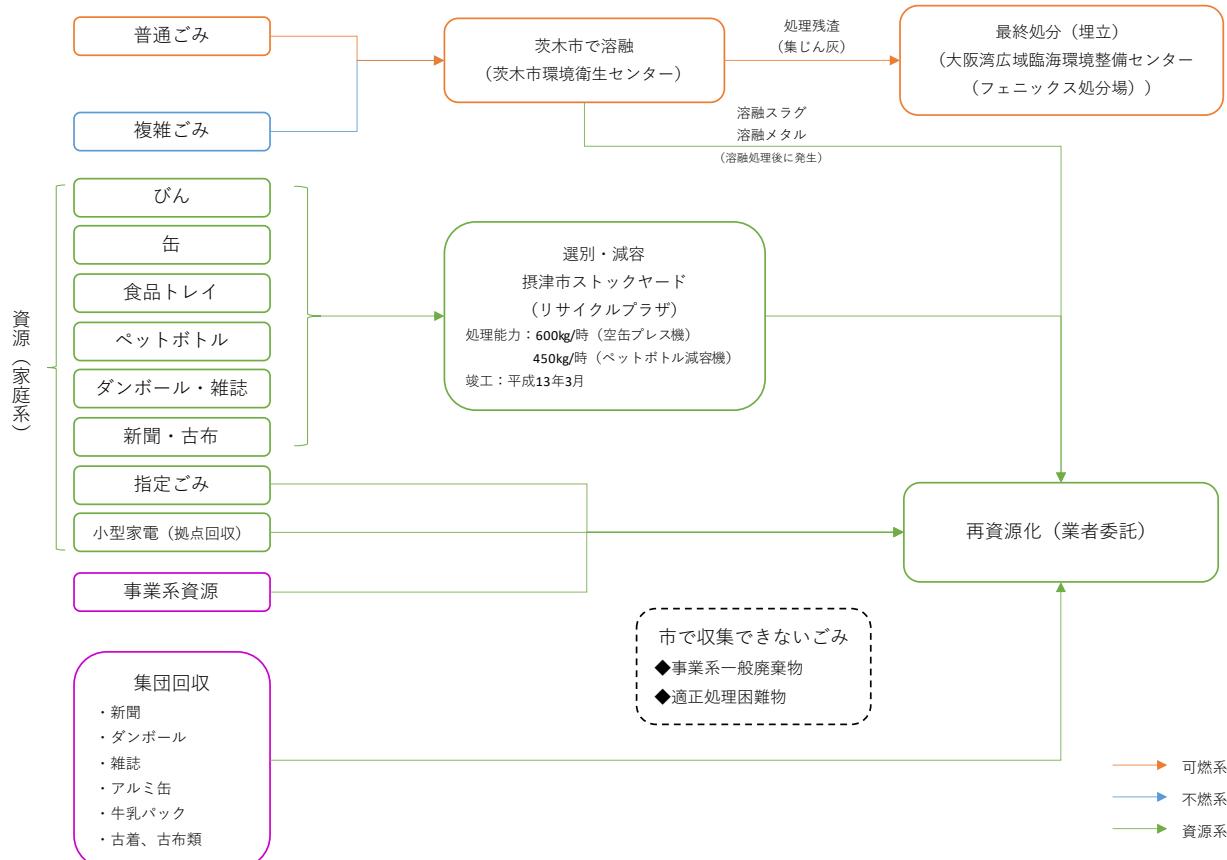


図 2-1 摂津市ごみ処理フロー

2) ごみの発生量

(1) ごみの種類別発生量

本市のごみ総量は、令和元年度以降減少傾向が続いており、令和 5 年度以降からは普通ごみ、複雑ごみが大きく減少しています。特に複雑ごみについては、茨木市とのごみの広域処理開始によるごみ分別区分変更の影響と考えられます。

家庭系ごみの発生量は、令和元年から令和 2 年にかけて増加したものの、以降は減少傾向が続いています。

事業系ごみ発生量は、若干の増減はあるものの、概ね減少の傾向が続いていましたが、令和 5 年から令和 6 年にかけては増加となっています。

表 2-2 ごみの種類別発生量

項目	単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人口	人	86,537	86,815	86,680	86,502	86,418	86,483
普通ごみ	家庭系	t	12,854	13,025	12,946	12,644	12,207
	厨芥類	t	86	89	114	80	73
	未利用食材 生ゴミ、その他ごみ	t	4,071	4,543	5,233	3,530	3,585
	紙類	t	44	49	35	10	55
	段ボール	t	1,708	1,443	1,741	880	1,937
	新聞紙、雑誌、厚紙（雑紙）	t	934	1,080	702	1,420	231
	その他紙容器包装	t	2,031	1,499	1,423	1,727	1,049
	紙おむつ類	t	425	660	438	353	405
	木類	t	695	475	504	1,152	1,512
	枝、葉、草	t	495	451	753	877	906
	古布類	t	217	92	0	5	142
	古着、古布	t	14	18	18	5	29
	プラスチック製・チューブ製容器 袋類	t	860	1,125	1,073	1,603	693
	レジ袋	t	44	35	62	4	74
	ビニール袋、ポリ袋等	t	157	188	194	125	100
	ペットボトル	t	12	27	4	13	0
	発泡スチロール類	t	274	573	192	239	449
	発泡スチロール	t	80	1,25	1,073	1,603	693
	その他	t	14	18	18	5	29
	金属類	t	8	0	0	3	93
	金属、アルミ・スチロール缶、その他缶	t	129	40	0	67	61
	家電類	t	14	8	9	14	16
	小型家電等	t	14	8	9	14	16
	プラスチック類	t	27	74	9	6	159
	容器包装プラスチック類以外	t	46	40	16	9	51
	ゴム類、陶器類	t	129	40	0	67	61
	その他	t	129	40	0	67	61
	分類不能	t	14	8	9	14	16
	市で処理できないもの（プロック、レンガ、注射器等）	t	14	8	9	14	16
	事業系	t	12,953	11,871	12,294	11,815	10,009
	剪定枝	t	2,280	2,090	2,164	2,080	1,762
	直當可燃ごみ	t	189	158	157	168	778
	臨時ごみ	t	140	142	137	143	166
	普通ごみ合計	t	25,997	25,054	25,397	24,627	23,176
ご複 み 雜	家庭系	t	1,697	1,785	1,565	1,448	613
	事業系※1	t	16	15	13	13	0
	臨時ごみ	t	140	142	137	143	0
	複雜ごみ合計	t	1,853	1,942	1,715	1,604	613
資源	缶	t	95	101	92	84	90
	びん	t	426	411	453	409	403
	古紙類	t	502	587	653	646	612
	古着	t	0	0	0	0	152
	ペットボトル	t	144	353	255	263	293
	紙パック	t	2	0	0	0	0
	トレイ	t	14	16	15	14	18
	小型家電	t	14	8	9	10	4
	剪定枝	t	14	4	7	13	11
	本庁紙ごみ	t	39	38	36	40	33
	ダンボール	t	0	0	0	0	4
	紙資源無料回収分	t	334	300	325	316	311
	水銀使用製品	t	4	3	4	2	18
	その他金属	t	64	74	78	72	27
	集団回収	t	1,980	1,731	1,599	1,500	1,271
	資源合計	t	3,631	3,626	3,526	3,369	3,247
	ごみ量合計	t	31,481	30,622	30,638	29,600	27,036
							26,791

出典：各年度一般廃棄物処理実態調査、各年度ごみ組成調査

※1公共施設系

注) 端数処理により、合計値と異なることがある。

注) R5年度より「もやせるごみ」→「普通ごみ」、「もやせないごみ」→「複雜ごみ」に変更

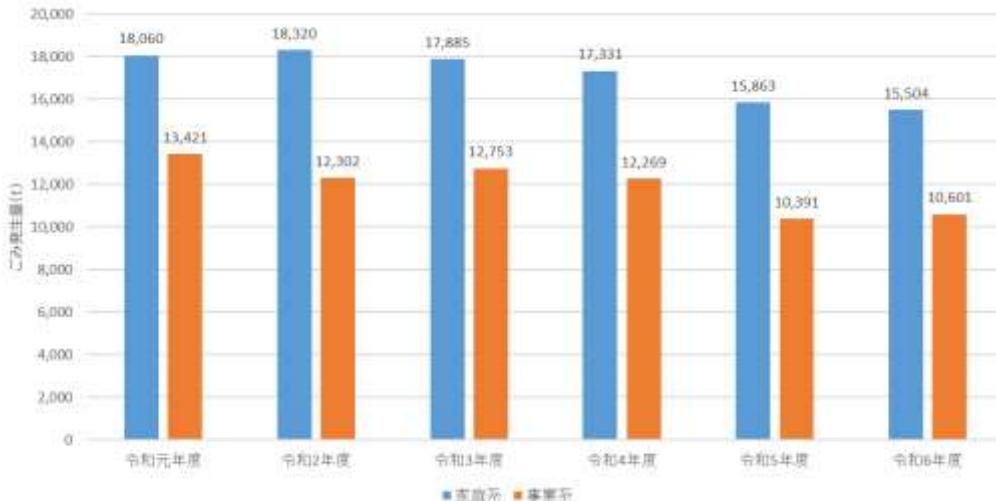


図 2-2 家庭系ごみ・事業系ごみの推移

3) ごみの減量化・再資源化の現況

(1) 資源回収の状況

本市では、再生資源（新聞・段ボール・雑誌・牛乳パック・古布・アルミ缶の6品目）について集団回収^(用)を行っています。資源の有効利用が促進されていますが、集団回収量及び登録団体数が減少しています。

また、事業系資源として、剪定枝の資源化や市役所から出る紙ごみの回収を行っています。小規模企業者に対しては、紙資源の無料回収を行っています。

表 2-3 資源回収の状況

年度	単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
集団回収	t	1,980	1,731	1,599	1,500	1,271	1,166
事業系資源	剪定枝	t	14	4	7	13	11
	市役所紙ごみ	t	39	38	36	40	33
	紙資源無料回収分	t	334	300	325	316	311
							304

(2) 排出抑制、減量化、資源化施策の現状と評価

本市で行われている主な取り組みの状況としては、次のようなものがあります。

① 環境教育

(ア) 小学校4年生を対象とした環境教育の実施

3Rを中心に、ごみ減量の大切さを理解してもらうため、学校での授業を毎年実施しています。学校から高評価を得ており、小学生のごみ減量への意識向上につながっています。

(イ) 出前講座

環境問題、ごみ減量化及びリサイクルなどに関する出前講座（摂津市まいどおおきに出前講座）を開催しています。講座の中では3Rやごみゼロをテーマにした紙芝居、使用済み紙パックやペットボトルを使用したリサイクル工作の実施とごみの分け方、出し方、リサイクルの状況を紹介しています。小学生への環境教育だけではなく、一般の方に対して、ごみ減量化に向けた取り組みを知ってもらう機会が創出できていますが、時間帯や曜日のニーズに対応できないことが多く、検討する必要があります。

② 適正・減量化の啓発

(ア) 廃棄物減量等推進員との連携

各担当地域における一般廃棄物の分別収集及び再生利用に関する啓発活動や、推進員に対する研修会・講演会や意見交換の場となる懇談会を実施しています。廃棄物について地域と行政をつなぐパイプ役として、引き続き、協力関係や連携の強化を進める必要があります。

(イ) フードドライブの実施

フードドライブ^(用)を実施して、市民に家庭で余っている食品を持参してもらい、こども食堂や福祉施設などに無償提供を行いました。その際に、「食品ロス削減啓発パネル展」なども実施しました。未利用食品を、廃棄物として削減するとともに、必要としている人に届けることが出来るフードドライブを今後も関係団体と連携の上、継続します。また、利用者増加に向け、認知度を高めるための啓発活動などを行う必要があります。

(ウ) 多量排出事業者の指導・啓発

廃棄物多量排出事業者^(用)に対して、事業活動に伴う廃棄物の減量化を図るため、事業系廃棄物減量計画書の確認及び指導啓発を実施しています。事業系ごみの減量が進んでいない課題が見られることから、多量排出事業者及びその他の事業者に対する啓発方法などを再検討する必要があります。

(エ) マイバッグ持参の促進

北摂 7 市 3 町及び食品スーパー 12 事業者が、廃棄物発生抑制及び温室効果ガス^(用)排出削減を目的に、「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、平成 30 年 6 月よりレジ袋の無料配布を中止しました。令和 2 年 7 月よりレジ袋有料化がスタートし、その影響も踏まえて、引き続き、啓発手法などを検討していく必要があります。

③ リサイクルの推進

(ア) 小型家電の拠点回収

使用済小型家電の再資源化促進に向け、市内 11 カ所（市内公共施設 10 カ所 + 民間施設 1 カ所）に小型家電回収ボックスを設置しています。市内各所に拠点を設けることで、近くの施設に持ち込みすることができるようになり、再資源化の促進にもつながっています。

(イ) 再生資源集団回収の促進

本市では再生資源の集団回収を行っています。協力推進のため、集団回収を行う地域住民団体と回収業者に対して協力金の交付をしています。各団体の協力により、廃棄物の減量化、資源の有効利用ができていますが、年々登録団体数が減少しており、今後、団体数を増やすための取り組みが必要です。

(ウ) 事業系紙資源回収の促進

小規模企業者に対して、古紙の無料回収を実施し、資源化を促進しています。近年、登録者数が微増に留まっており、事業系ごみの減量が進んでいないため、登録者数の拡大に向けた啓発活動などが必要です。

4) 収集運搬の現況

(1) 分別区分、収集頻度

本市の分別区分は普通ごみ、複雑ごみ、資源に大別し、資源については7区分に分別しています。その他、引越しや大掃除などによる大量のごみや大型のごみについては臨時ごみとして受け入れています。

表 2-4 ごみの分別区分

区分		ごみの種類
普通ごみ (生ごみ・小型ごみ)		台所の生ごみ、紙おむつ、ぬいぐるみ、シュレッダー紙、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、洗剤等の空容器、小型プラスチック製品(※)、カーテン(※)、バッグ・くつ・革製品(※)、プラスチック製のおもちゃ(※)、ホースなどのゴム製品(※)
普通ごみ (大型ごみ)		木製家具、布団・毛布、プラスチック製品(※)、カーペット・マット(※)、ウレタンマットレス(※)、畳(半畳)(※)
複雑ごみ		電化製品、オーディオ機器、照明器具、刃物類、コップ・板ガラス・鏡、陶器・植木鉢、傘、金属類、ソファー、ストーブ、自転車
資源	びん	無色透明びん、色付きびん、化粧品びん
	缶	アルミニ缶、スチール缶
	食品トレイ	肉や魚、総菜等の食品トレイ
	ペットボトル	飲料水用、ジュース用、しょうゆ類、酒類用
	ダンボール・雑誌(※)	ダンボール、雑誌・本、雑紙
	新聞・古布	新聞・広告、古着・古布
	指定ごみ(※)	水銀使用製品、小型充電式電池(※)、ボタン電池(※)、乾電池(※)、ライター(※)、モバイルバッテリー(※)、電子たばこ(※)
	小型家電	携帯電話、ノートパソコン・タブレット端末、電話機・ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレイヤー等専用機器、ポータブル音楽プレイヤー、ICレコーダー、ヘッドホン及びイヤホン等音響機器、各種メモリ(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、電子書籍端末、電子辞書、電卓、電子血圧計、電子体温計、ヘアドライヤー、電気かみそり等の理容機器、懐中電灯、時計、ゲーム機、携帯ゲーム機、カーナビ、カーオーディオ等車載機器、上記の付属品
臨時ごみ		引越や大掃除などによる大量のごみ、スプリングマットレス(※)、ソファー(3人掛け以上)、木束・草・植物のツル・剪定枝(計4袋以上)、電動アシスト付き自転車(※)

出典：ごみ分別ガイドブック（令和5年4月～）

(※)：令和5年4月から追加・変更されたもの

本市では、普通ごみは週2回、戸別収集^(用)またはステーション収集^(用)を行っています。複雑ごみは月1回、戸別収集またはステーション収集を行っています。資源は品目によって、月1回または月2回ステーション収集を行っています。資源のうち、小型家電については、市内11カ所に回収ボックスを設置して、拠点回収^(用)を行っています。

表 2-5 分別区分と収集頻度

区分	収集頻度	排出方法	備考
普通ごみ	週2回	戸別収集 一部ステーション収集	大型ごみは週1回
複雑ごみ	月1回 (※)	戸別収集 一部ステーション収集	透明・薄い白色半透明袋に入れて排出。入らない場合は貼り紙
資源	びん	月2回	無色透明びん、色付きびんの専用かごへ
	缶		空缶の専用かごへ
	食品トレイ		袋に入れ、資源専用ネットへ
	ペットボトル		びん・缶用のかご、資源専用ネットへ
	ダンボール・雑誌(※)		十字に縛るか、紙袋に入れて排出
	新聞・古布	月1回	ひもで縛って排出。古布は透明袋でも可
	指定ごみ(※)		水銀使用製品は割れないよう商品の箱か、ポリ袋に入れて排出。電池は絶縁処理後に排出
	小型家電	拠点回収	投入口 (15cm×30cm) に入る大きさのもの
	臨時ごみ	予約制	有料 (180円/10kg)

出典：ごみ分別ガイドブック（令和5年4月～）

(※)：令和5年4月から追加・変更されたもの

(2) 収集ルート

市内全域からごみ収集・運搬を行っており、普通ごみ及び複雑ごみは茨木市環境衛生センターへ運搬し、適切に処理しています。

(3) 運営体制

本市の運営体制は表 2-6 のとおりとなります。

表 2-6 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
普通ごみ	直営・委託	委託	委託
複雑ごみ			
資源	びん	直営	委託
	缶		
	食品トレイ		
	ペットボトル		
	ダンボール・雑誌	委託	再生資源業者
	新聞・古布		
	指定ごみ		
	小型家電		
事業系	公共施設系	直営・委託	委託
	資源		
臨時ごみ		直営・委託	委託

5) 中間処理の現況

(1) ごみ処理施設の概要

本市では、ごみの処理は茨木市環境衛生センターにて広域処理をしています。また、資源の一時保管、減容化の施設として、摂津市ストックヤードを有しています。

表 2-7 中間処理施設概要

施設名	茨木市環境衛生センター	摂津市ストックヤード
所在地	茨木市東野々宮14番1号	摂津市鳥飼八町二丁目8番1号
処理方式	全連続高温溶融炉	空缶プレス機、ペットボトル減容機
処理能力	150t/日 (150t/24h×1炉) 300t/日 (150t/24h×2炉)	(空缶プレス機) 600kg/h (ペットボトル減容機) 450kg/h

(2) 処理実績

本市の処理量実績を表 2-8 に示します。令和 4 年度までは摂津市環境センターでの焼却処理により 90%近く、令和 5 年度からは茨木市環境衛生センターでの溶融処理により、95%程度ごみの減量化を行っています。また、焼却・溶融以外にも複雑ごみや資源から資源化を行っています。

表 2-8 ごみ処理量実績

項目	単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
焼却処理量	t	25,997	25,054	25,397	24,627	23,789	23,686
入 直接焼却	t	25,997	25,054	25,397	24,627	23,789	26,386
出 焼却残渣	t	3,013	2,875	2,810	2,889	1,274	1,272
減量化量	t	22,984	22,179	22,587	21,738	22,515	25,114
焼却以外の処理量	t	3,504	3,837	3,642	3,474	1,578	1,547
もやせないごみ	t	1,853	1,942	1,715	1,604	0	0
資源化施設	t	1,651	1,895	1,927	1,870	1,578	1,547
資源化量	t	3,721	3,708	3,604	3,445	5,346	5,347
直接資源	t	0	0	0	0	398	392
中間処理後	t	1,741	1,977	2,005	1,945	3,677	3,789
集団回収	t	1,980	1,731	1,599	1,500	1,271	1,166
総処理量	t	29,501	28,891	29,039	28,101	25,765	25,625

6) 最終処分の現況

(1) 最終処分の概要

本市では最終処分場を保有しておらず、大阪湾広域廃棄物処分場大阪沖埋立処分場で最終処分をしています。

表 2-9 最終処分場概要

施設名	大阪湾広域廃棄物処分場大阪沖埋立処分場
所在地	大阪市此花区北港緑地地先
埋立面積	95ha
全体容量	1,398万m ³

(2) 処分実績

本市の最終処分量は茨木市との広域処理開始前までは、約3,000t前後で推移していましたが、広域処理開始後は約1,300t程度となっています。埋立しているものは処理残渣のうち集じん灰のみとなっています。また、処理残渣は十分に減量され、受入基準値を十分に満たすようにして、処分委託を行っています。

表 2-10 摂津市の最終処分量

年度	単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
最終処分量	t	3,013	2,875	2,810	2,889	1,274	1,272
処理残渣	t	3,013	2,875	2,810	2,889	1,274	1,272

※R5年度からは処理残渣のうち集じん灰のみ

7) ごみ処理に係る財政及び処理コスト

本市のごみ処理経費を表 2-11 に示しています。過去 6 年の平均で年間約 18 億 4,000 万円となっています。令和 3 年度からは茨木市とのごみの広域処理に向けた施設整備等により処理費が高くなっています。

表 2-11 過去 6 年のごみ処理コスト

項目		単位	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人口	人	86,537	86,815	86,680	86,502	86,418	86,483	
ごみ量	t	31,481	30,622	30,638	29,600	27,036	26,791	
建設・改良費	収集運搬施設	千円	0	0	0	0	0	35,783
	中間処理施設	千円	0	367,136	934,103	1,196,513	265,007	0
	最終処分場	千円	3,222	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0	0
	調査費	千円	0	0	0	0	0	0
小計		千円	3,222	367,136	934,103	1,196,513	265,007	35,783
処理及び維持管理費	人件費	一般職	千円	73,250	68,255	66,355	71,767	64,862
		技能職	千円	204,563	198,176	198,824	182,952	230,440
		収集運搬	千円	114,607	106,153	109,961	118,460	40,438
		中間処理	千円	0	0	0	0	49,805
	処理費	最終処分	千円	0	0	0	0	0
		収集運搬費	千円	31,921	29,769	30,939	32,049	56,719
		中間処理費	千円	329,934	333,854	237,577	114,264	767,905
	委託費	最終処分費	千円	0	0	0	0	0
		車両等購入費	千円	0	7,716	1,770	0	2,438
	調査研究費		千円	0	0	0	0	0
	小計		千円	1,306,318	1,327,780	1,229,929	1,143,433	1,613,664
その他		千円	0	0	0	0	0	0
合計		千円	1,309,540	1,694,916	2,164,032	2,339,946	1,878,671	1,694,388
人口1人当たりの処理コスト	千円/人		15	20	25	27	22	20
ごみ量1t当たりの処理コスト	千円/人		42	55	71	79	69	63

出典：各年度一般廃棄物処理実態調査

8) 類似都市との比較

本市の令和5年度の廃棄物処理について、環境省が公表している「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」によって評価し、全国の類似都市（110都市）との比較と大阪府下の類似都市との比較を行いました。なお、類似都市は本市の人口、産業構造を元に全国から抽出しています。

表 2-12 類似都市の抽出方法

都市構造		産業				
		2次、3次産業比率90%以上		2次、3次産業比率90%未満		
		3次産業比率 65%以上	3次産業比率 65%未満	3次産業比率 55%以上	3次産業比率 55%未満	
人口	3	2	1	0		
	50,000人未満	I	都市I3	都市I2	都市I1	都市I0
	50,000～100,000人未満	II	都市II3	都市II2	都市II1	都市II0
	100,000～150,000人未満	III	都市III3	都市III2	都市III1	都市III0
	150,000人以上	IV	都市IV3	都市IV2	都市IV1	都市IV0

※摂津市は都市II3に分類される。

比較する項目は「①人口1人1日当たりごみ総排出量」、「②廃棄物からの資源回収率（RDF^(用)・セメント原料化^(用)等除く）」、「③廃棄物のうち最終処分されている割合」、「④人口1人当たり年間処理経費」、「⑤最終処分減量に要する費用」です。全国の類似都市との比較結果は、表2-13に、大阪府下の類似都市の比較結果は表2-14にそれぞれ示しています。

① 人口1人1日当たりごみ総排出量

全国の類似都市と比較すると、人口1人1日当たりごみ総排出量は平均よりも多く、大阪府下の類似都市の中でも平均より若干多くなっています。なお、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量と事業系ごみの1日当たりの排出量を大阪府下の類似都市と比較した結果（表2-15）、本市の家庭系ごみについては類似都市の平均以下となっておりますが、事業系ごみについては他の類似都市と比較しても多くなっていることから、事業系ごみ削減のための対策が必要となります。

② 廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント化原料等除く）

全国の類似都市および大阪府下の類似都市と比較すると、平均を上回る結果となっていますが、茨木市とのごみの広域処理開始に伴い、溶融処理後に発生した溶融メタル・溶融スラグが資源化されたことによるものであるため、引き続き、分別の徹底やリユース・リサイクルなどの対策は必要となります。

③ 廃棄物のうち最終処分されている割合

全国の類似都市および大阪府下の類似都市と比較すると、廃棄物のうち最終処分される割合は小さくなっています。これは、茨木市で溶融処理していることが要因と考えられますが、今後も分別を徹底していくことで、最終処分量割合の減少を図ります。

④ 人口1人当たり年間処理経費

全国の類似都市および大阪府下の類似都市と比較すると、人口1人当たりの年間処理経費は高額となっています。一方で、大阪府下の類似都市については、本市以外は組合による広域体制を構築し、施設規模を大きくすることによるスケールメリットにより処理経費が削減されていると考えられます。本市は令和5年度より茨木市との広域処理を開始していますが、委託形式であり、茨木市の処理形式は維持費が比較的高額となる溶融炉^(用)であることから、平均より高額となっています。また、表2-16において、単独で処理している近畿圏の類似都市と、費用の比較を行いました。本市の人口1人当たりの年間処理経費は単独処理をしている近畿圏の類似都市の中では平均的な数字となっていました。

⑤ 最終処分減量に要する費用

全国の類似都市および大阪府下の類似都市と比較すると、最終処分減量に要する費用についても平均よりも高額となっています。「④人口1人当たり年間処理経費」と同様に単独で処理している近畿圏の類似都市と比較を行った場合も、平均を上回る金額となっています。しかし、他市と比べ、廃棄物のうち最終処分される割合は大幅に低いことから、溶融炉による処理の結果、費用は高額となっていますが、最終処分量の減量は行えていると考えられます。

表2-13 全国の類似都市と摂津市の指標

項目	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
摂津市	857	19.8	4.7	18,660	62,400
類似都市	平均	816	17.7	9.2	14,175
	最大	1,314	44.9	69.7	30,308
	最小	612	5.1	0.3	7,380
					22,493

※全国の類似都市数は110都市

※最小値が0となる項目は除く

表2-14 大阪府下類似都市との比較

自治体名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
摂津市	86,346	855	19.8	4.7	18,660	62,400
泉大津市	73,168	849	16.6	10.3	13,539	46,656
貝塚市	82,648	1,058	9.8	12.2	16,929	48,025
柏原市	66,849	831	7.6	12.8	12,789	46,632
高石市	56,563	727	16.4	10.3	11,052	44,334
藤井寺市	62,770	962	7.8	13.1	15,166	48,067
泉南市	58,992	929	12.4	12.4	12,102	36,625
四條畷市	54,434	743	13.7	11.7	18,502	73,597
交野市	77,274	679	15.2	11.4	12,796	54,707
大阪狭山市	58,014	780	14.0	11.6	13,363	51,048
阪南市	50,934	851	17.1	11.9	13,363	43,385
平均	66,181	842	13.7	11.1	14,387	50,498

表 2-15 大阪府下の類似都市の家庭系ごみと事業系ごみの比較

自治体名	人口1人1日当たり 家庭系ごみ 総排出量	1日当たり事業系 ごみ総排出量
	(g/人・日)	(t/日)
摂津市	412	30
泉大津市	394	22
貝塚市	486	40
柏原市	591	12
高石市	369	13
藤井寺市	554	21
泉南市	435	23
四條畷市	461	10
交野市	430	12
大阪狭山市	509	10
阪南市	463	12
平均	464	19

表 2-16 近畿圏の類似都市（組合加入都市は除く）との比較

自治体名	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(円/人・年)	(円/t)
摂津市	18,660	62,400
京都府舞鶴市	16,548	61,483
京都府亀岡市	14,099	52,343
京都府京田辺市	12,421	52,509
兵庫県芦屋市	15,755	54,278
奈良県大和郡山市	15,454	48,843
奈良県桜井市	30,308	99,623
平均	17,606	61,640

9) 課題の抽出

(1) 世帯数増の影響によるごみ量の増加

人口は緩やかな減少傾向が続いているが、その一方で世帯数は増加傾向が続いています。これは単身世帯が増加していることを示しており、個装パッケージ等のごみ量増加等、単身世帯ゆえのごみ量増加の要因もあることから、ごみ減量対策は今後も継続していく必要があります。

(2) 事業系ごみへの資源混入

事業系ごみ量全体は若干の減少傾向ではあるものの、組成分析の結果、紙類等の資源が一定割合混入しています。適正に分別することでリサイクルを推進することができ、ごみ処理経費の削減も可能となることから、より一層の対策を講じる必要があります。

(3) 食品ロス削減対策

未利用食材や食べ残しなどの食品ロス^(用)の削減は全国的に大きな課題となっています。本市でも、排出されているごみの中に食品ロスが含まれており、その削減・減量が課題となっています。

(4) 廃プラスチックの処理

令和2年7月からレジ袋の有料化が始まり、本市のみならず全国的に廃プラスチック類の削減は大きな課題となっていることから、本計画においても、廃プラスチック類の削減・再資源化の方法については、さらに検討していく必要があります。

国においても、プラスチックごみの一括回収を行う方針が打ち出されており、国の方針を確認したうえで、本市における適切な対応を検討する必要があります。

(5) 高齢化率の増加

本市では高齢化率が25%を超えており、急速に超高齢社会^(用)へと移行しています。ふれあい収集などのごみ出し支援策を適宜見直すと同時に、高齢化社会への対策を検討する必要があります。

(6) 啓発活動の充実

ごみの減量・再資源化を進めていく、問題点を解決していくために、市民・事業者の意識を向上させるための啓発活動を充実させていく必要があります。

2 基本構想

1) 基本理念及び基本方針

本市のごみ処理は大きな転換期を迎えており、適正かつ持続可能なごみ処理の推進、リサイクルの推進など今後の施策の方向性や茨木市とのごみの広域処理において本市が果たす役割について、地域循環共生圏を確立する観点から検討し、地域における持続可能な開発目標「ローカル SDGs」の実現を目指していくものとします。したがって、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

つかう責任 捨てる責任 持続可能な3Rの実現

その上で、昨今の食品ロス対策、廃プラスチックなどの諸問題に係る国の方針も踏まえ、基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定めます。また、市民及び事業者への啓発並びに協働の取り組みにより、これらの実現を目指します。

基本方針1

積極的なごみ減量（リデュース）の推進

市民・事業者がそれぞれの役割と行動を理解・実践し、食品ロスの削減や廃プラスチックの発生抑制などの取り組みを深化させ、さらなる減量化を推進します。また、基本方針1の成果を代表する指標は、1人1日当たり排出量とします。

基本方針2

分別の徹底によるリユース・リサイクルの推進

わかりやすく取り組みやすい分別・ルールの周知などにより、より一層丁寧なごみ分別の仕組みを構築し、リユース・リサイクルを推進します。また、基本方針2の成果を代表する指標は、リサイクル率とします。

基本理念

つかう責任 捨てる責任 持続可能な3Rの実現

基本方針1

積極的なごみ減量（リデュース）の推進

基本方針2

分別の徹底によるリユース・リサイクルの推進

市民及び事業者への啓発並びに協働の取り組み

2) ごみ発生量の予測

(1) 将来人口の推計

将来人口は、「2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書」（平成31年3月）に示す値に準じます。令和2年度の86,815人をピークに人口が減少傾向に転じており、令和10年度には再開発により一時的に人口増が見込まれるもの、令和12年度には85,941人になると推計されています（図2-3）。

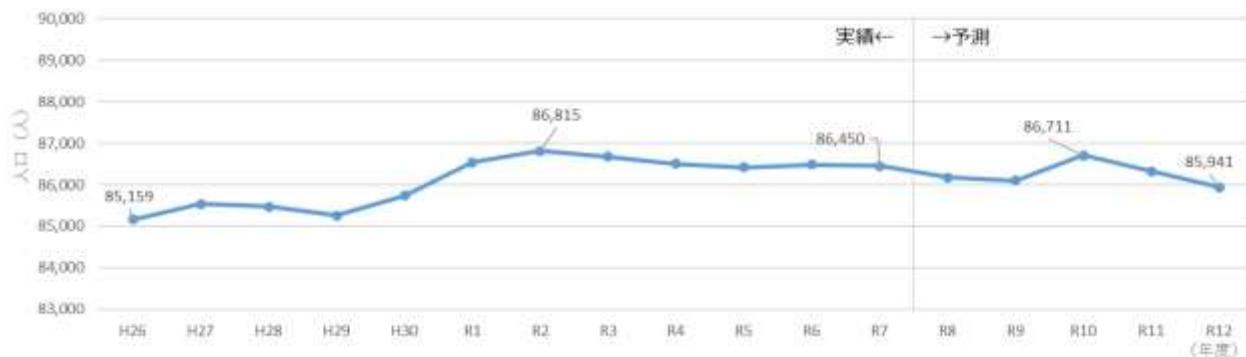


図2-3 将来人口

(2) 市街地開発等の動向

短期的には「千里丘駅西地区再開発事業」によって一時的に人口増加が見込まれますが、その後は大規模開発による住宅供給などが一度落ち着き、引き続き少子高齢化が進行する中で、全国的な傾向と同様に人口減少に転じることが予測されます。

前項の将来人口は、この開発などを加味した予測が行われています。

(3) 事業活動等の予測

事業所数の増減や事業活動に伴う事業系ごみ排出量の動向を正確に予測することは困難であることから、本計画では事業系ごみ排出量の日量（t/日）のトレンドから将来値を予測します。

(4) ごみ排出量の予測

① 1人1日当たり排出量とごみ排出量

過去6年間（令和元年度～令和6年度）の1人1日当たり排出量実績をもとにトレンド予測を行った結果、令和12年度（計画目標年次）には819g/人・日となり、若干の減少傾向で推移すると見込まれます。また、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源及び集団回収を除く）では391g/人・日となります（図2-4）。

ごみ排出量では令和12年度には25,695t（令和元年度31,481tに対して81.6%）となり、将来人口の減少及び企業の環境意識向上による商品包装の簡素化等に伴い若干の減少傾向で推移すると見込まれます（図2-5）。

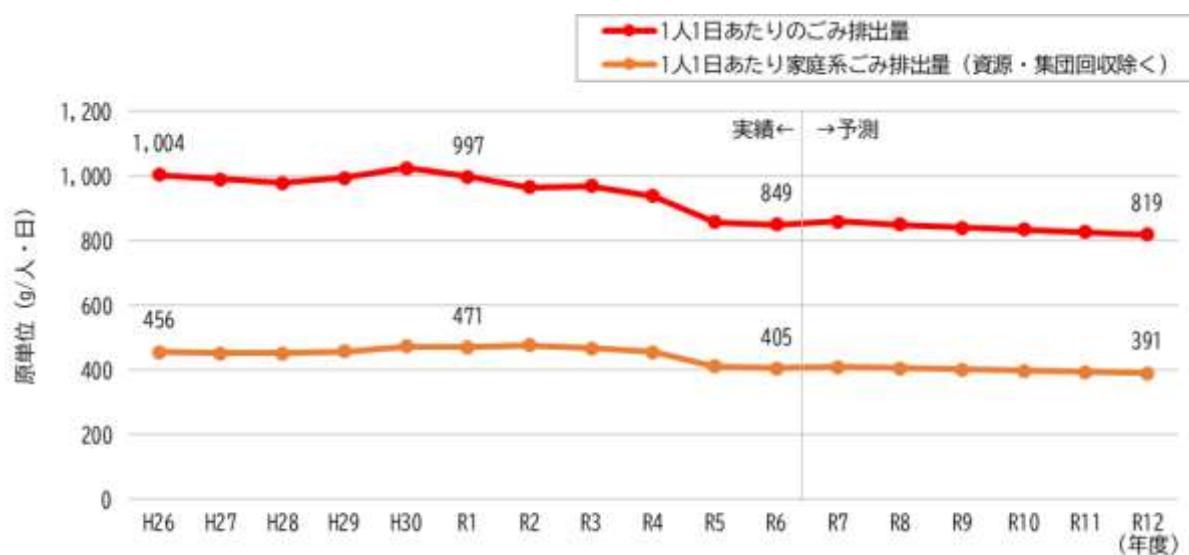


図 2-4 1人1日当たりごみ排出量予測結果

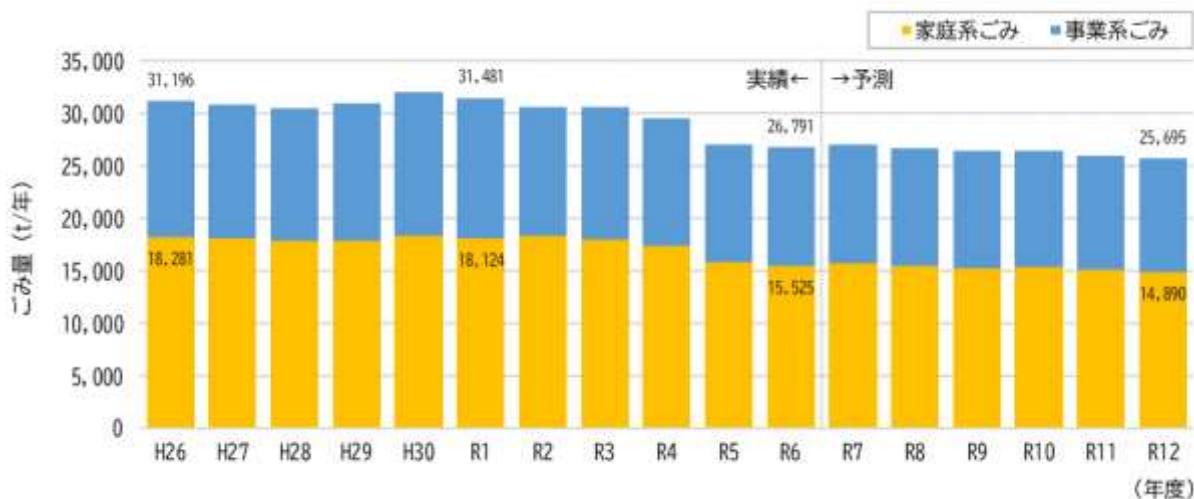


図 2-5 ごみ排出量予測結果

②家庭系ごみ排出量

資源や集団回収を含む家庭系ごみ排出量は減少傾向で推移しており、令和 6 年度 15,525 t から、令和 12 年度には 14,890 t に微減することが見込まれます（図 2-6）。



図 2-6 家庭系ごみ排出量予測結果

③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみについても過去6年間（令和元年度～令和6年度）のごみ排出量実績を基にトレンド予測を行いました。事業系ごみ排出量は横ばいに推移しており、令和6年度の11,266tから、令和12年度には10,805tにまで減少することが見込まれます（図2-7）。



図2-7 事業系ごみ排出量予測結果

3) 減量目標

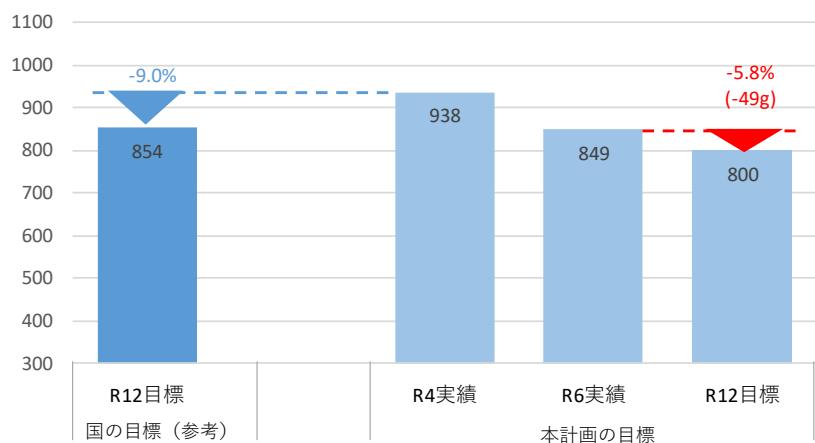
(1) 減量及び再資源化目標値の設定

① 国の目標に準拠した目標値の設定

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省）では、令和12年度を目標年度として、一般廃棄物の排出量を令和4年度比9%削減、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源及び集団回収を除く）を「478g/人・日」、一般廃棄物の出口側循環利用率を26%とすると掲げています。

令和6年度実績で比較すると、ごみの排出量については概ね令和12年度時点の達成が見込めていますが、リサイクル率（出口側循環利用率）については、本市は20.0%であり、国の目標値との乖離が大きくなっていることから、上記目標値を目指していくながらも、現実的な目標値を設定する必要があります。

そこで本計画では、上記リサイクル率（出口側循環利用率）の目標値を参考に、本市のごみ排出実態やごみ組成調査結果からごみの削減目標及び資源の増加目標を設定し、国が掲げる目標以上のごみ減少及び本市の実態を踏まえた資源量増加を目指します（図2-8～図2-9）。具体的には、令和12年度において令和6年度比で1人1日当たり排出量を-5.8%、家庭系ごみ排出量を-6.2%、リサイクル率を+2.0%と設定しました。（p.29「④数値目標の設定」参照）



※（参考）は国の「一般廃棄物の排出量」の削減目標率を本市R4年度「1人1日当たりごみ排出量」実績値に当てはめて算出した参考値

図 2-8 国の目標との比較（1人1日当たり排出量）



※（参考）は国の削減目標率を本市R4年度実績値に当てはめて算出した参考値

図 2-9 国の目標との比較（1人1日当たり家庭系ごみ排出量）

② 減量・再資源化目標

前項の検討をもとに、本計画では令和12年度（計画目標年次）にごみ発生量 25,101 t（令和6年度実績 26,791 t に対して 93.7%）を目指します。これは、令和12年度予測値 25,695 t より 594 t 減少させる必要があります。（図 2-10）

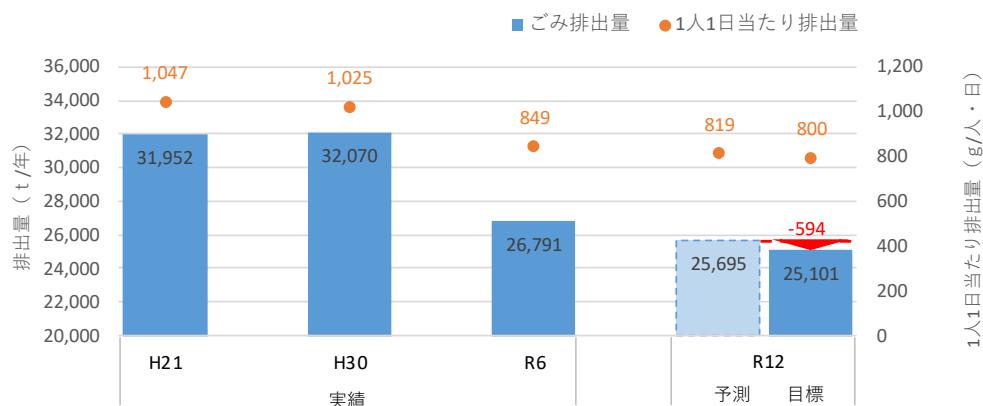


図 2-10 減量・資源化目標

また、代表指標における予測値と目標値との比較を、図 2-11 及び図 2-12 に示します。

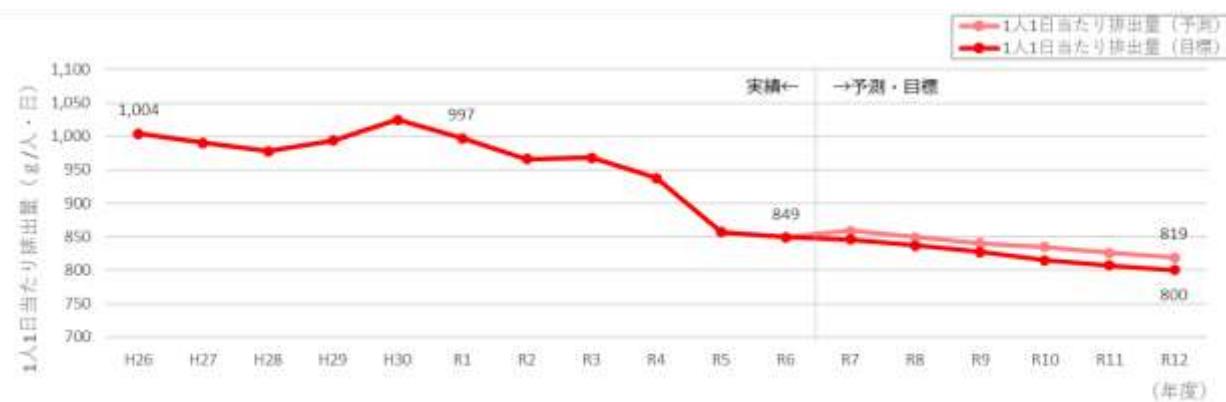


図 2-11 1人1日当たり排出量の比較（代表指標1）

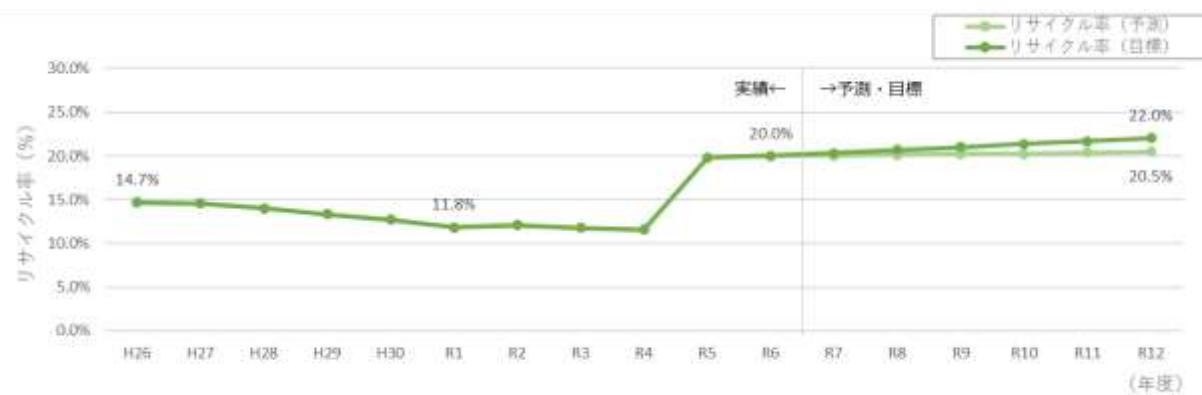
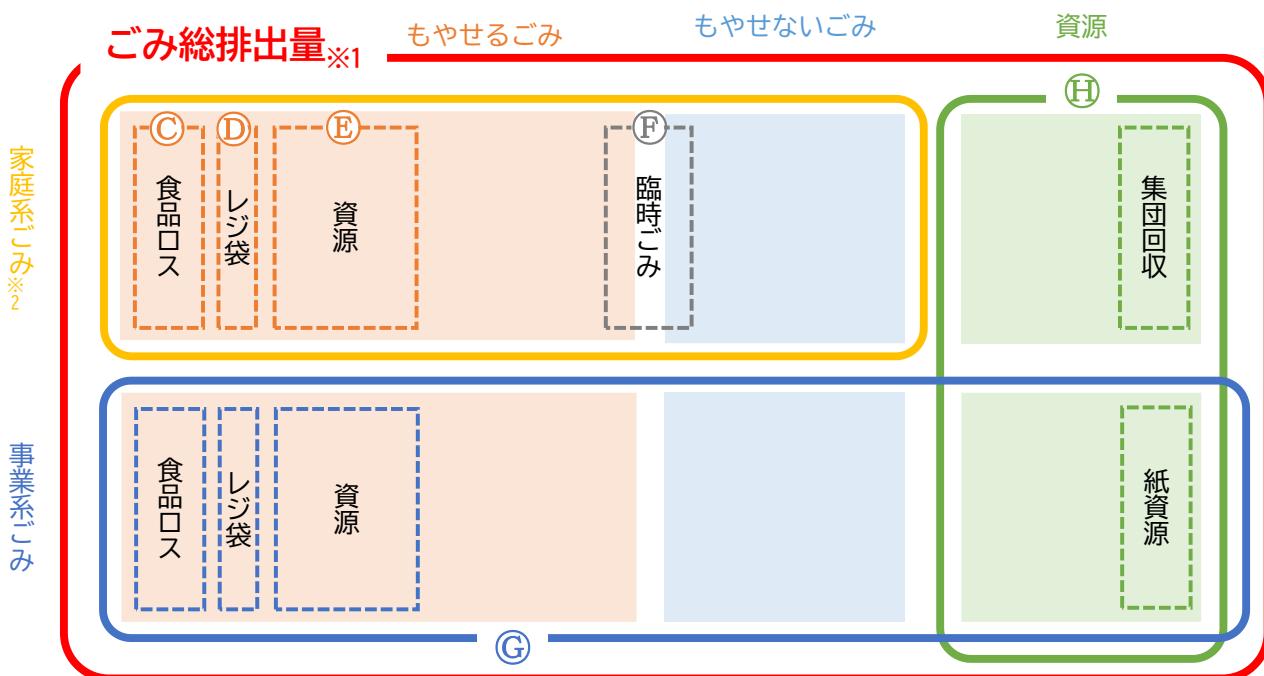


図 2-12 リサイクル率の比較（代表指標2）

③ 減量・資源化のための指標

前項の目標値を達成するため、図 2-13 に示す部分の減量・資源化を実施します。また、その際の指標と考え方を表 2-17 に示します。



※1 1人1日当たりのごみ排出量（Ⓐ）・・・ごみ総排出量÷人口÷365日

※2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（Ⓑ）・・・家庭系ごみ排出量÷人口÷365日

図 2-13 減量・資源化の概念図

表 2-17 減量・資源化の指標と考え方

指標	考え方
Ⓐ 1人1日当たりごみ排出量	指標Ⓑ～Ⓖへの取り組みにより、1人1日当たりごみ排出量を削減する。
Ⓑ 1人1日当たり家庭系ごみ排出量	指標Ⓒ～Ⓕへの取り組みにより、1人1日当たり家庭系ごみ排出量を削減する。
Ⓒ (家庭系) 食品口ス排出量	食品口ス（直接廃棄、過剰除去、未利用食材）の削減を推進し、普通ごみ量を削減する。
Ⓓ レジ袋排出量	レジ袋有料化の動きと連動してマイバッグ持参を推進し、普通ごみに含まれるプラスチックごみ量を削減する。
Ⓔ 資源量	紙類、古着・古布類、金属類、小型家電の分別及びリサイクルを推進し、普通ごみ量を削減する。
Ⓕ 臨時ごみ排出量	大型ごみのリユースを推進し、臨時ごみ量を削減する。
Ⓖ 事業系ごみ排出量	事業系ごみに含まれる食品口スの削減や資源などの発生抑制を推進し、事業系ごみ排出量を削減する。
Ⓗ リサイクル率	指標Ⓔ及びⒼへの取り組みにより、ごみ総排出量に占める資源量の割合が大きくなり、リサイクル率の向上が図られる。 【計算式】リサイクル率 = 資源量 ÷ ごみ総排出量

④ 数値目標の設定

前項の各指標について、次のとおり数値目標を設定します。

ア. 食品ロスの削減 (◎)

国の削減目標である令和12年度に平成12年度比半減の目標値を令和6年度時点で達成していることを踏まえ、市民及び事業者と連携しながら、家庭系食品ロス量について国の目標値以上を目指します。

本市の家庭系食品ロス量は、平成12年度に1,773tと推定されており（表2-18）、令和12年度に887t（=1,773t×1/2）を目標としていましたが、さらに減量を目指すこととし、844tを目標とします。そのためには令和6年度実績（推定値）と比べて39t削減する必要があります（図2-14）。

表2-18 家庭系食品ロス量の推定

単位:t/年

	平成30年度 環境省実態調査		令和5年度 環境省実態調査		食品ロス量推定値					
	平成30年度	環境省実態調査	令和5年度	環境省実態調査	平成12年度	平成30年度	令和6年度	令和12年度		
家庭系ごみ（粗大ごみ除く）	100.0%	—	100.0%	—	21,785	—	18,006	—	15,359	—
食品廃棄物	30.7%	100.0%	29.7%	100.0%	6,688	—	5,528	—	4,562	—
過剰除去①	—	11.4%	—	4.6%	—	762	—	630	—	210
食べ残し②	—	13.4%	—	13.5%	—	896	—	741	—	616
										589

※実態調査報告書は推定時点で最新となる1年度前のものを参照

	摂津市ごみ質調査結果				食品ロス量推定値					
	平成30年度	令和6年度	平成12年度	平成30年度	令和6年度	令和12年度				
家庭系もやせるごみ	100.0%	—	100.0%	—	17,072	—	12,792	—	12,041	—
直接廃棄③	0.67%	—	0.47%	—	—	114	—	86	—	57
										54

	食品ロス量合計 ①+②+③	—	—	—	—	—	1,773	—	1,457	883	→ 新目標値: 844
							1,773×1/2				→ 当初目標値: 887

※①及び②は「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」（環境省）を参照

③平成30年度は本市のごみ質調査結果（平成30年度・令和元年度平均値）を参照

※平成12年度家庭系ごみ（粗大ごみ除く）及び家庭系もやせるごみ量は「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）を参照

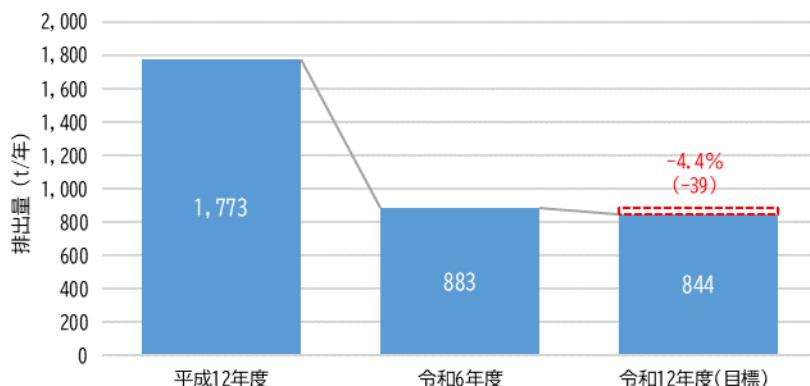


図2-14 食品ロス削減目標（令和6年度比）

イ. レジ袋の削減 (⑩)

本市においては、レジ袋の使用量削減が微減に留まっているため、現状を踏まえてレジ袋排出量について計画目標年次（令和 12 年度）に令和 6 年度年度比 13.7% 減を目指します。

ごみ質調査結果（図 2-19）によると、本市の普通ごみに含まれるレジ袋量は、平成 30 年度で 272 t であり、1 人 1 日当たりに換算すると 8.7g/人・日でした。レジ袋 1 枚を 6.8g と仮定すると、1 人 1 日 1.3 枚 ($=8.7\text{g} \div 6.8\text{g}$) 使用していることとなります。

令和 6 年度時点では、1 人 1 日 1.2 枚 ($=8.2\text{g}/\text{人}\cdot\text{日} \div 6.8\text{g}$) の使用となり、ほぼ削減出来ていない状況となっています。

そのため、令和 12 年度に 13.7% 減を目指すとすると、1 人 1 日 7.1g/人・日となるため、1 人 1 日 1.0 枚 ($=7.1\text{g} \div 6.8\text{g}$) の使用に留めることを目指します。令和 6 年度実績（推定値）と比べて 35 t を削減する必要があります（図 2-15）。

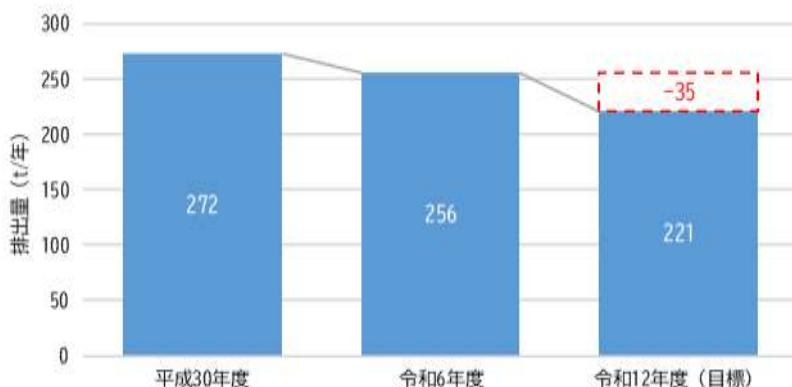


図 2-15 レジ袋使用量削減目標（令和 6 年度比）

ウ. 資源の分別及びリサイクルの推進 (⑩)

普通ごみに含まれる「段ボール」、「新聞紙、雑誌、厚紙（雑紙）」、「その他紙容器包装」、「古着、古布」、「ペットボトル」、「トレイ類」、「金属、アルミ・スチール缶、その他缶」、「小型家電等」（図 2-19）について、分別を促進することで、計画目標年次（令和 12 年度）に令和 6 年度比 13.9% 減（資源として回収）を目指します。

令和 6 年度における上記ごみの排出量は 2,740t (86.8g/人・日) であることから、2,359t ($=2,740 \times (1-13.9\%)$) (75.2g/人・日) を目指します。つまり、普通ごみとして排出していたうちの 11.6g/人・日 ($=86.8\text{g}/\text{人}\cdot\text{日} - 75.2\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}$) 分を資源として分別排出することを目指します。

そのためには、令和 6 年度実績（推定値）と比べて 381 t 削減する必要があります（図 2-16）。

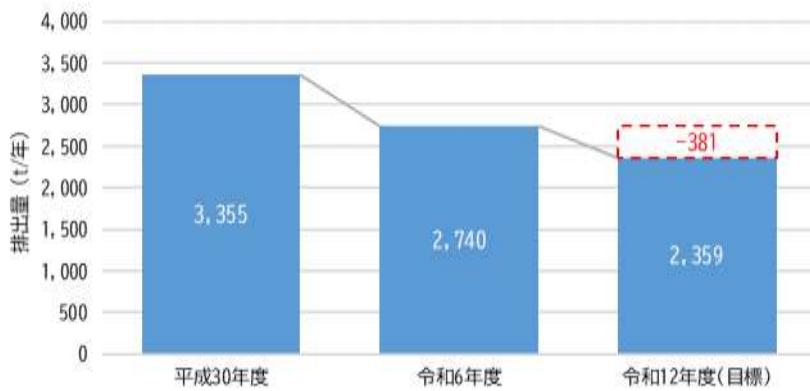


図 2-16 資源の分別及びリサイクルに伴う削減目標（令和 6 年度比）

工. 臨時ごみのリユース・リサイクル (⑧)

臨時ごみ（大型ごみ）のリユース・リサイクルを促進することで、臨時ごみ排出量について計画目標年次（令和 12 年度）に予測値比 13.9% 減を目指します。

令和 6 年度における臨時ごみの排出量は 166t であることから、143t ($= 166t \times (1 - 13.9\%)$) を目指します。臨時ごみとして排出していたうちの 23t ($= 166t - 143t$) 分をリユースに回します。これは世帯数が 43,512 世帯（令和 7 年 3 月末）と同等と仮定すると、世帯あたり年間 0.4kg ($= 23t \div 43,512 \text{ 世帯} \times 10^3$) 削減する必要があります（図 2-17）。

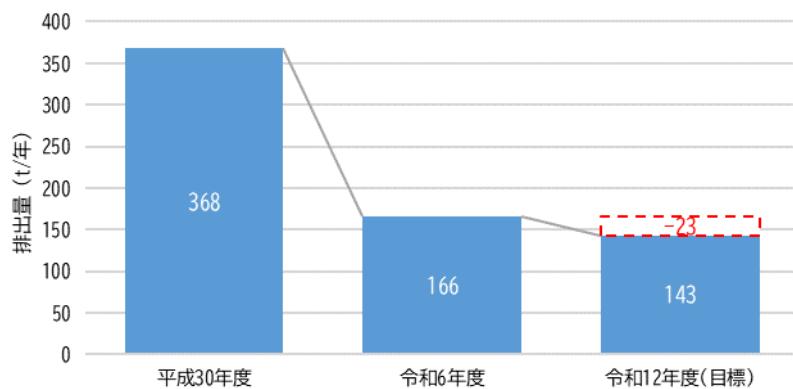


図 2-17 臨時ごみのリユースに伴う削減目標（平成 30 年度比）

才. 事業系ごみの発生抑制 (⑩)

減量・資源化目標 (p. 27) を達成するために、事業系ごみの発生抑制を推進することで、事業系ごみ排出量を計画目標年次（令和 12 年度）の予測値の 10,805t から 10,282t に減量することを目指します。

令和 6 年度実績（推定値）と比べると、984 t 削減する必要があります（図 2-18）。ごみ質分析結果による事業系もやせるごみの組成は、図 2-19 のとおりです。

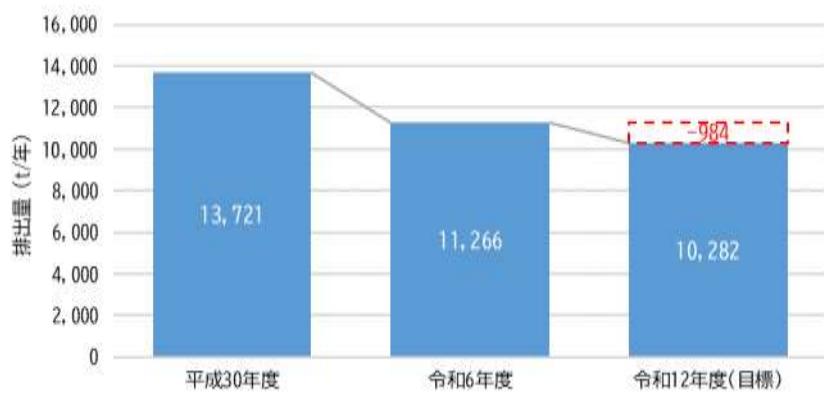
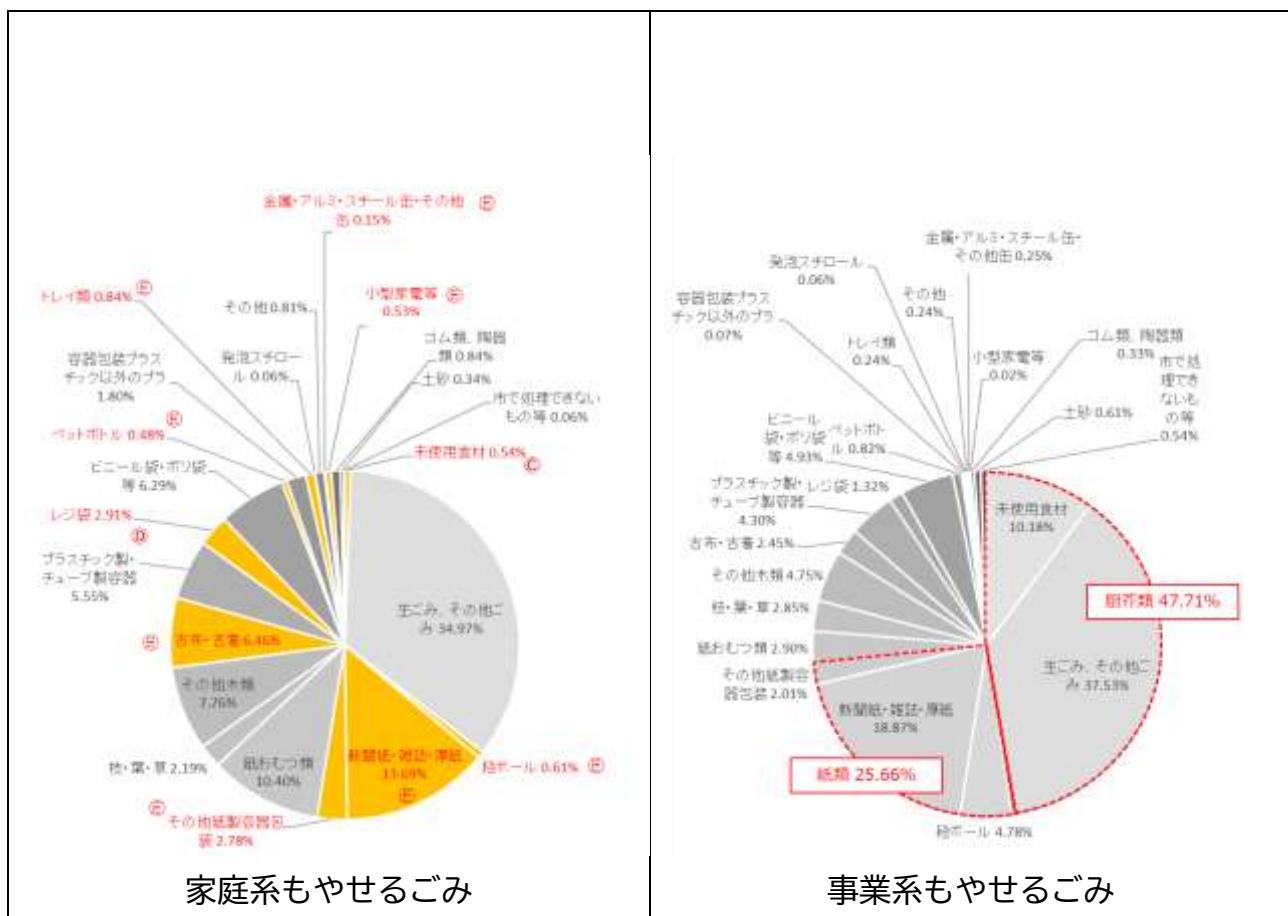


図 2-18 事業系ごみ削減目標（令和6年度比）



※令和5年度～令和6年度の平均値

※着色部分を基に目標設定をしています。

図 2-19 ごみ質分析結果

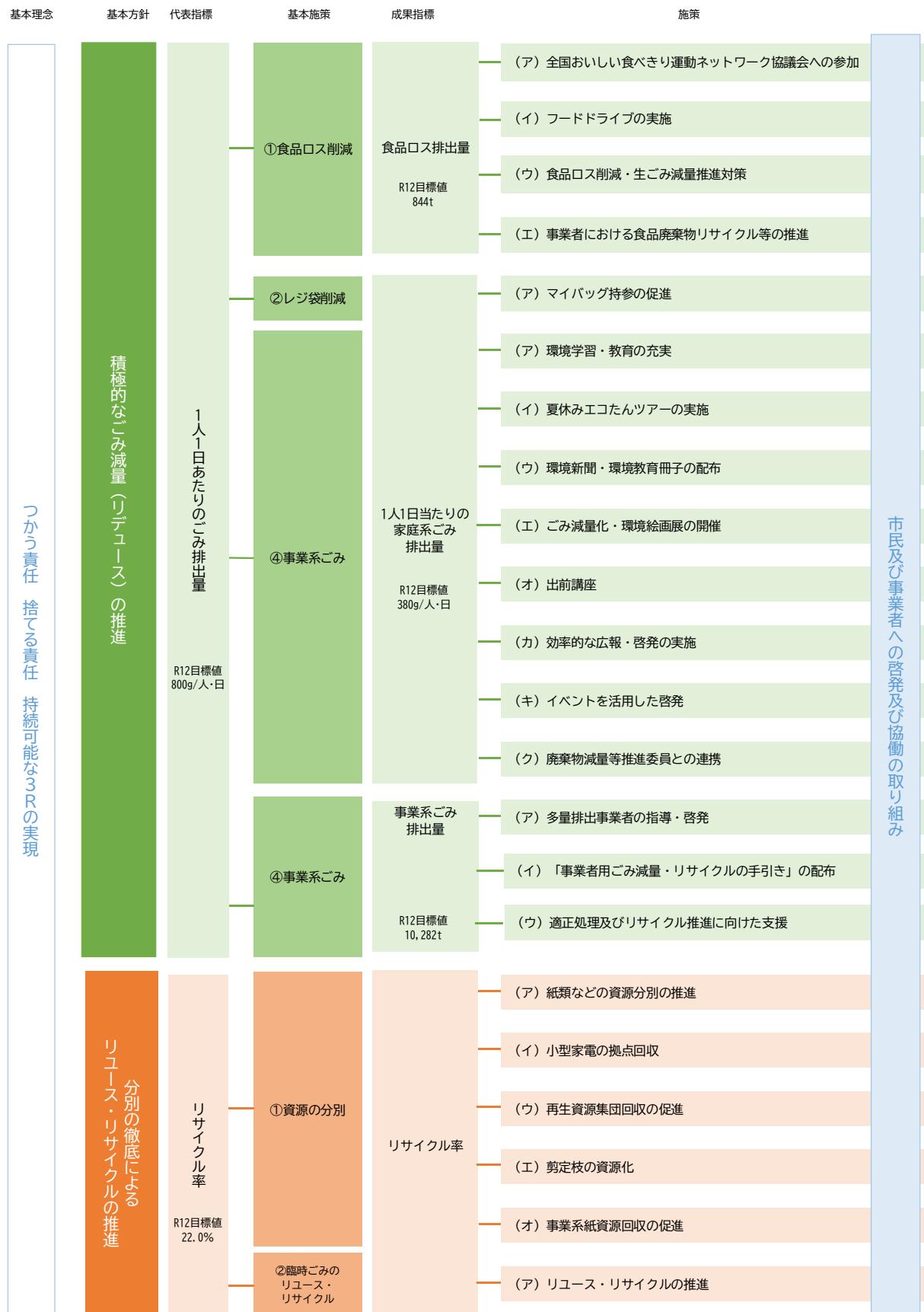
表 2-19 目標値まとめ

項目	平成30年度実績	令和6年度実績	令和12年度目標値
1人1日当たりのごみ排出量	1,025g/人・日	849g/人・日	800g/人・日 (-49g/人・日)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	473g/人・日	405g/人・日	380g/人・日 (-25g/人・日)
食品ロス排出量	1,457t	883t	844t (-39 t /年)
事業系ごみ排出量	13,697 t /年	11,266 t /年	10,282 t /年 (-984 t /年)
リサイクル率	12.7%	20.0%	22.0% (2.0%)

※括弧内の数字は令和6年度実績との差を表しています。

3 個別計画

1) 減量化・再資源化計画



(1) 積極的なごみ減量（リデュース）の推進に向けて

基本方針1を達成するため、食品ロス削減、レジ袋削減、市民の意識、事業系ごみに関する施策を示します。

① 食品ロス削減

(ア) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」を趣旨に、3Rの推進及び食品ロス削減に向けて設立された自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」^(用)に参加するとともに、「外食時のおいしい食べきり全国キャンペーン」を実施します。

また、協議会を通じて、企業や全国チェーンの飲食店に「宴会5箇条」^(用)や「30・10運動」^(用)の普及要請といった食品ロス削減に係るキャンペーン情報を発信していきます。

さらに、先進自治体の好事例を参考に食品ロス対策を推進するための取り組みを進めています。

■ 行動指針

市 民	家庭や外食時の食べきりの積極的な実施
事業者	食品ロス削減のためのメニュー開発やドギーバッグなどの導入及び消費者へ向けた取り組みの実施
行 政	食べきりに関する取り組みや成果の情報共有及び情報発信

■ 関連する SDGs ゴール



(イ) フードドライブの実施

広報・ホームページで開催案内を行い、引き続き関係団体と連携し、市民に家庭で余っている食品を持参してもらい、こども食堂や福祉施設などに無償提供を行うフードドライブを実施します。

また、利用者を増やすためにも、より認知度が高まるよう啓発を進め、ごみ減量化にも繋げます。

■ 行動指針

市 民	どうしても使いきれなかった食品のフードドライブへの提供
事業者	フードドライブへの食品提供及びフードドライブの活用
行 政	フードドライブに関する普及・啓発及び関連団体との連携

■ 関連する SDGs ゴール



(ウ) 食品ロス削減・生ごみ減量推進対策

食品ロス削減においては、買い物の仕方や食材の利用方法について効果的に周知する他、ドギーバッグ^(用)などの活用推進、消費・賞味期限についての知識の向上と理解の推進、食品ロス削減レシピの公開などを検討します。

また、生ごみの排出・発生抑制に向けて、実用的なごみ減量手法を検討するとともに、生ごみの「3きり運動」^(用)など、積極的に食品ロス削減に取り組みます。

■ 行動指針

市 民	食品ロスの出ない計画的な買い物や調理の工夫、家庭や外食時の食べきりの積極的な実施
事業者	食品ロス削減のためのメニュー開発やドギーバッグなどの導入及び消費者へ向けた取り組みの実施
行 政	食品ロス削減に関する普及・啓発及び情報発信

■ 関連する SDGs ゴール



(エ) 事業者における食品廃棄物リサイクル等の推進

食品の売れ残り、食べ残し、食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物の発生抑制を行うとともに、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用等への促進に向け、事業者と連携しながら積極的な食品ロス削減を行います。また、食べきり運動などの取り組みや小盛メニューの導入などを広報し、事業者とともに消費者の意識醸成を行います。

■ 行動指針

事業者	製造・流通・外食などの各段階における積極的な食品ロス削減及び消費者へ向けた取り組みの実施
行 政	事業者と連携した食品ロス削減に関する普及・啓発及び情報発信

■ 関連する SDGs ゴール



② レジ袋削減

(ア) マイバッグ持参の促進

北摂 7 市 3 町及び食品スーパー 12 事業者が、廃棄物発生抑制及び温室効果ガス排出削減を目的に、「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、平成 30 年 6 月よりレジ袋の無料配布を中止しました。

本市としては、令和 2 年 7 月より実施されているレジ袋有料化に合わせ、広報・周知などを行いレジ袋削減に取り組みます。また、マイボトルの持参等についても併せて推進していきます。

■ 行動指針

市 民	マイバッグ持参の徹底
事業者	スーパー・小売業等におけるレジ袋有料化の推進及びマイバッグ持参促進のための取り組みの実施
行 政	レジ袋削減に関する普及・啓発及び情報発信

■ 関連する SDGs ゴール



③ 市民の意識

(ア) 環境学習・教育の充実

環境学習などの機会を通して、ごみの減量につながるライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、市民・事業者・行政が目的を共有し、連携を図りながら取り組みを進めます。また、すでに実施している小学校 4 年生などの環境学習をさらに拡充するなど、様々な環境教育の充実を図ります。

■ 行動指針

市 民	家庭における子どもとの環境に関する会話の充実
行 政	教育委員会と連携した環境教育・学習への題材の提供、施設見学の受け入れ

■ 関連する SDGs ゴール



(イ) 夏休みエコたんツアーオの実施

夏休み期間を利用して、小学生を対象にエコな取り組みを行っている企業や団体を探検する「エコたんツアーオ」を開催します。

「環境」について遊びを通して体感できるような学習の場とし、毎年異なる企業や団体を選定することで連携の構築や職員の意識向上にも繋げます。

■ 行動指針

市 民	家庭における子どもとの環境に関する会話の充実
事業者	エコたんツアーオへの協力と企業における環境教育・学習の場の提供
行 政	企業・団体と連携した環境教育・学習の推進

■ 関連する SDGs ゴール



(ウ) 環境新聞・環境教育冊子の配布

環境教育で環境教育冊子「わたしたちのくらしの中のごみ」を配布するとともに、授業や施設見学の振り返りと啓発のために環境新聞を発行し、ごみ減量への意識の継続に繋げます。

■ 行動指針

市 民	家庭における子どもとの環境に関する会話の充実
行 政	教育委員会と連携した環境新聞・環境教育冊子の作成及び配布

■ 関連する SDGs ゴール



(工) ごみ減量化・環境絵画展の開催

小学校4年生を対象に、環境問題を身近に感じてもらうことを目的にごみ減量化・環境絵画展を開催し、小学生のごみ減量への意識向上に繋げます。

■ 行動指針

市 民	家庭における子どもとの環境に関する会話の充実
行 政	教育委員会と連携したごみ減量化・環境絵画展の開催

■ 関連する SDGs ゴール



(才) 出前講座

地域の公民館などで環境問題、ごみ減量化及びリサイクルなどに関する出前講座（摂津市まいどおおきに出前講座）を開催し、ごみ減量化に向けた取り組みを知つてもらう機会を創出します。

■ 行動指針

市 民	出前講座への参加及び理解促進
行 政	幅広い市民に向けたわかりやすくためになる出前講座の検討・実施

■ 関連する SDGs ゴール



(力) 効果的な広報・啓発の実施

ごみ減量・リサイクルに係る経済的効果の見える化や、SNSを活用するなど行動変容を促す仕掛けやデザインの工夫を強化し、誰にでもわかりやすく、情報が得られやすい広報・啓発を実施します。

■ 行動指針

行 政	見える化や行動変容を促す仕掛け、デザインの工夫を強化した広報・啓発の実施
-----	--------------------------------------

■ 関連する SDGs ゴール



(キ) イベントを活用した啓発

市内で開催されるイベントに参加し、ごみ減量化・環境絵画展及び食品ロス、30・10 運動などごみ減量に係る啓発パネルの展示を実施するなど、ごみ減量化に向けた取り組みを知ってもらう機会を創出します。

■ 行動指針

市 民	イベントへの参加と理解促進
事業者	イベントへの協力、出店
行 政	表彰や展示等による環境への取り組みの普及・啓発

■ 関連する SDGs ゴール



(ク) 廃棄物減量等推進員との連携

推進員に対する研修会・講演会の実施や意見交換を適宜実施し、廃棄物について地域と行政をつなぐパイプ役として、各担当地域におけるごみの分別及び再生利用に関する啓発活動を行い、協力関係や連携の強化を進めます。

■ 行動指針

市 民	地域における廃棄物減量等推進員との連携
行 政	廃棄物減量等推進員との連携、人材育成

■ 関連する SDGs ゴール



④ 事業系ごみ

(ア) 多量排出事業者の指導・啓発

廃棄物多量排出事業者に対して、事業活動に伴う廃棄物の減量化を図るため、ごみ減量化計画の報告の確認及び指導啓発を実施します。また、それを基に各事業所に立ち入り、現状を確認したうえで、ごみ減量への協力要請を行います。

■ 行動指針

事業者	廃棄物多量排出事業者におけるごみ減量化計画の作成、実施
行政	ごみ減量化計画の報告の確認及び指導啓発

■ 関連する SDGs ゴール



(イ) 「事業者用ごみ減量・リサイクルの手引き」の配布

事業系ごみの適正な処理について啓発をするために「事業者用ごみ減量・リサイクルの手引き」を配布します。また、必要に応じて事業者へ個別訪問を行います。

■ 行動指針

事業者	「事業者用ごみ減量・リサイクルの手引き」を活用したごみ減量の推進と分別の徹底、従業員教育の実施
行政	「事業者用ごみ減量・リサイクルの手引き」の配布、戸別訪問などによる指導

■ 関連する SDGs ゴール



(ウ) 適正処理及びリサイクル推進に向けた支援

事業者による継続的な適正処理とリサイクルが推進されるような手法を検討していきます。

また、アンケート回答ではごみ減量・リサイクルを進める上での問題点に「手間や費用がかかる」と答えた事業者が 37.2%もあることから、業種ごとの取り組みの方法や取り組みのメリットなどの情報提供に努めます。

■ 行動指針

事業者	積極的な情報の取得
行政	わかりやすく取り組みやすい分別の周知・広報の実施

■ 関連する SDGs ゴール



(2) 分別の徹底によるリユース・リサイクルの推進に向けて

基本方針 2 を達成するため、資源の分別、臨時ごみのリユースに関する施策を示します。

① 資源の分別

(ア) 紙類などの資源分別の推進

普通ごみに含まれる紙類、布類、缶類、プラスチック類、金属類などの資源の分別を徹底するなど、ごみの分別収集を推進することにより、再資源化を進めます。

なお、国においては、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収してリサイクルすることについて努力義務とされているため、本市においても将来的なプラスチック類分別回収に向けて検討を進めます。

■ 行動指針

市民	市のルールに基づいた資源分別の推進
事業者	事業系一般廃棄物と産業廃棄物との区分及び資源分別の推進
行政	分別収集の推進、国の動向に準じた分別方法の適宜見直し

■ 関連する SDGs ゴール



(イ) 小型家電の拠点回収

使用済小型家電の再利用促進に向け、市内各所に小型家電回収ボックスを設けて、近くの施設に持ち込むことができるようになっていますが、持ち込み量が増えるように広報・啓発を強化し、再資源化を促進します。

■ 行動指針

市 民	小型家電回収ボックスの活用
行 政	使われやすい小型家電回収ボックスの運用と回収促進

■ 関連する SDGs ゴール



(ウ) 再生資源集団回収の促進

廃棄物の減量化・資源の有効利用、廃棄物に対する意識の向上を目的に、「摂津市再生資源集団回収協力金」を設け、再生資源（新聞・段ボール・雑誌・牛乳パック・古布・アルミ缶の6品目）の集団回収を行う地域住民団体と回収業者に対して協力金の交付を実施します。

年々登録団体数が減少していることから、団体数を増やすために、集団回収未実施地域や未実施マンション、新設マンションへの集団回収実施の呼びかけなどを行います。

■ 行動指針

市 民	地域における再生資源集団回収活動の推進
行 政	再生資源集団回収活動への支援（協力金の交付）及び実施の呼びかけ

■ 関連する SDGs ゴール



(工) 剪定枝の資源化

ごみ減量化及び資源化の促進に向け、摂津市リサイクルプラザで剪定枝を資源化し、雑草抑制剤に活用するなど、適宜効果的な手法を再検討します。

■ 行動指針

市 民	剪定枝の分別排出
行 政	剪定枝の資源化の推進、効果的な手法の再検討

■ 関連する SDGs ゴール



(オ) 事業系紙資源回収の促進

中小企業基本法に定める小規模企業者に対して古紙の無料回収を実施し、資源化を促進します。また、新規登録者の拡大を検討し、広報や新規事業者への案内を実施します。

■ 行動指針

事業者	小規模企業者における古紙無料回収の活用
行政	古紙無料回収の実施と広報・周知

■ 関連する SDGs ゴール



② 臨時ごみのリユース・リサイクル

(ア) リユース・リサイクルの推進

家庭で使わなくなった製品のリユース・リサイクルについて、民間サービスの利用を促すほか、交換・引取などの拠点や仕組みの構築を検討し、積極的なリユース・リサイクルの促進を図ります。

■ 行動指針

市民	リユース・リサイクルの積極的な実施
事業者	事務所家具などのリユース・リサイクルの活用
行政	リユース・リサイクルに関する普及・啓発、リユース拠点や仕組みの検討・民間サービスの利用促進

■ 関連する SDGs ゴール



2) 分別、収集・運搬計画

(1) 分別、収集・運搬に関する基本方針

安定的かつ効率的な収集ができる収集・運搬体制を構築するため、分別、収集・運搬に係る基本方針を次のとおり設定します。

さらに加速する高齢化にも対応した効率的な収集・運搬体制を構築します。

(2) 分別区分及び収集・運搬主体

分別区分及び収集・運搬体制は表 2-20 のとおりとします。

表 2-20 分別区分と収集運搬の体制

区分		収集頻度	排出方法	収集・運搬	
普通ごみ	生ごみ・小型ごみ	週2回	戸別収集 一部ステーション収集	直営・委託	
	大型ごみ	週1回			
	複雑ごみ	月1回			
資源	びん	月2回	ステーション収集	委託	
	缶			直営	
	食品トレイ			委託	
	ペットボトル			直営	
	ダンボール・雑誌	月1回	拠点回収		
	新聞・古布				
	指定ごみ				
事業系資源	小型家電				
	公共施設系	—	—	—	
紙資源無料回収	—	—		再生資源業者	
	臨時ごみ		予約制	直営・委託	

また、本市における収集・運搬のあり方として、家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象とした「ふれあい収集」の対象については、高齢化等の情勢を踏まえて適宜見直しを検討します。

(3) 資源化（再生）ルート

小型家電については本市で収集後、資源化（再生）ルートへ引き渡します。

各種リサイクル法に指定されているその他の資源物については、排出者自らが資源化（再生）ルートへ引き渡すものとし、わかりやすい周知・啓発を行います。

(4) 適正処理困難物について

適正処理困難物として指定する危険なものや処理困難なものは、市では収集・処理を行いません。処理を行う際は、排出者自らが購入した業者または専門の処理業者に依頼するものとし、その旨を周知・啓発します。

(5) ふれあい収集について

家庭ごみをごみ集積所まで持ち出すことが困難な人・世帯（高齢者・身体の不自由な人など）を対象に戸別訪問を行い、家庭ごみを収集します。また、在宅者に対する声かけなどによる安否確認を実施します。

超高齢社会において、今後も利用者が増加していくことが考えられることから、利用人数の増加と多様なニーズに対応する体制を構築します。

(6) 不法投棄対策について

不法投棄を未然に防止するため、市民への啓発を進めるとともに、地域との連携やパトロールによる監視体制を行っていきます。不法投棄の多い場所については、看板を設置するなどして啓発を行います。また、資源の持ち去り対策についても検討を行います。

3) 中間処理計画（再生を含む）

(1) 中間処理に関する基本方針

本市及び茨木市のコスト削減と施設の効率的な運用を行い、かつ両市の循環型社会の形成に向け、施策の推進及び持続的な発展を図ることを目的に「茨木市及び摂津市における循環型社会の形成に係る連携協約」を締結しており、令和5年度から広域処理を開始しています。

のことから、中間処理に係る基本方針を次のとおり設定します。

茨木市との広域化により、将来にわたって安定的・効率的な中間処理を実現し、地域循環共生圏を構築します。

(2) 中間処理方法

ごみの減量化・再資源化を推進したうえで排出されるごみについては、茨木市環境衛生センターにて処理します。

(3) 施設の概要と整備計画

中間処理施設の概要は表 2-21 のとおりであり、摂津市ストックヤードの維持管理を適切に行います。茨木市環境衛生センターの整備計画は茨木市の整備計画に準じます。

表 2-21 中間処理施設概要

施設名	茨木市環境衛生センター		摂津市ストックヤード
	第1工場	第2工場	
竣工時期	平成11年	平成8年	平成12年
所在地	茨木市東野々宮町14番1号		摂津市鳥飼八町二丁目8番1号
処理方式	全連続高温溶融炉		空缶プレス機、ペットボトル減容機
処理能力	150t/日 (150t/24h×1炉)	300t/日 (150t/24h×2炉)	(空缶プレス機) 600kg/h (ペットボトル減容機) 450kg/h

注) 茨木市環境衛生センターは施設寿命の延命化のため、令和2年度から令和4年度にかけて長寿命化工事を実施しています。

(4) その他

新しい生活様式への転換や超高齢社会の進展に伴い、今後ごみの組成が変化していく可能性があることから、引き続き調査を行います。

4) 最終処分計画

(1) 最終処分に関する基本方針

最終処分に関する基本方針を次のとおり設定します。

ごみ処理量の減量により最終処分量の削減を図りつつ、引き続き大阪湾フェニックス計画に参画します。

(2) 最終処分方法

茨木市環境衛生センターから排出される集じん灰固化物^(用)を大阪湾広域廃棄物処分場大阪沖埋立処分場で処分します。

5) 魚腸骨について

魚腸骨^(用)については、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、魚腸骨の再生利用を行う事業者で、本市が搬入先と認めた施設において資源化を図ります。

6) 災害廃棄物について

災害廃棄物^(用)については、「摂津市地域防災計画」及び「摂津市災害廃棄物処理計画」に基づいて適切に処理を行います。

なお、処理については北摂地域の自治体及び一部事務組合や市内許可業者、民間企業と支援や応援に関する協定を締結しており、被害が甚大となった場合には大阪府と緊密に連携し、広域的視点で効率的な処理を行います。

また、廃棄物減量等推進員や地域と連携し、災害時に備え連携を強化します。

●北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定

北摂 7 市 3 町及び 2 つの一部事務組合において、大規模災害時の災害廃棄物処理及び廃棄物処理施設等の事故による不測の事態に対する迅速な対応を行うために、相互支援確保の観点から「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結しており、引き続き運営協議会の中で意見交換を行っていくとともに、全国的に多発する災害対応に向けて、日頃から連携を強化します。

●災害時の応急対策業務の応援に関する協定

地震、風水害、その他の災害が発生した場合などにおいて、「災害時の応急対策業務の応援に関する協定」を市内許可業者と締結しており、全国的に多発する災害対応に向けて、日頃から連携を強化します。

第3章 摂津市食品ロス削減推進計画

1 計画策定にあたって

1) 食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は約 612 万トン（平成 29 年度）と推計されており、これは国連世界食糧計画^(用)による世界の食糧援助量（約 390 万トン）の 1.6 倍に相当します。そのうち、事業系食品ロスが約 328 万トン、家庭系食品ロスが約 284 万トンとなっています。主な発生要因は、製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」などが挙げられます。家庭系食品ロスの内訳では「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」と言われています。

2) 国の動向

前項の現状を受け、国では令和元年 10 月に「食品ロス削減の推進に関する法律」を施行し、令和 2 年 3 月には同法第 11 条の規定に基づき「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

この中で、食品ロス削減目標として、平成 12 年度比で令和 12 年度までに半減を打ち出しています。

3) 計画策定の意義

本市においても、家庭及び流通の各段階（製造・卸・小売・外食）で食品ロスの発生が推測されることから、流通の段階ごとの取り組み、消費者理解の促進により行動を起こす市民を増やしていくことが必要です。

市域における食品ロス削減は、消費者教育、環境、ごみ処理、産業振興などの観点からも重要な位置づけを有すことから、食品ロスの削減を総合的かつ効果的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条の規定に基づき「摂津市食品ロス削減推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

また、本計画は、大阪府が策定する「大阪府食品ロス削減推進計画」（令和 2 年度策定）の方向性を踏まえたものとします。

4) 適用範囲

（1）対象となる区域

本計画の対象となる区域は、本市全域とします。

（2）対象となる食品ロスの範囲

本計画の対象となる食品ロスの範囲は、本市から発生する家庭及び流通の各段階（製造・卸・小売・外食）における食品ロスとします。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、「摂津市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

また、同計画と同時期に見直しを行います。

2 食品ロス削減の方向性

府、近隣自治体、事業者、消費者などの多様な主体と連携・協働し、自主的な取り組みが進展することを目指します。

特に、食品関連事業者に対しては、流通の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取り組みを推進します。また消費者に対しては、食品ロス削減に関する認知度向上や行動変化を促す施策を実施します。

3 食品ロス削減目標

国の削減目標を踏まえ、市民及び事業者と連携しながら、家庭系食品ロス量について令和12年度に平成12年度比半減する目標を令和6年度時点で達成していることから、更なる削減を目指します。

本市の家庭系食品ロス量目標値は表2-18(p.29)に示すとおり試算されるため、令和12年度の削減目標を次のとおり設定します。

令和12年度家庭系食品ロス削減目標

本市全体でマイナス39t

※令和6年度実績からの削減量を示しています。

また、事業系食品ロス量については、今後は実態の把握に努め、事業者と協力して削減目標を検討します。

4 事業者及び市民に求められる役割・行動と基本的施策

食品製造業者、食品卸売・小売業者、外食産業事業者及び消費者における、それぞれの現状と課題、求められる役割と行動、目標達成に向けた本市の基本的施策を、表 3-1 に示します。

なお、事業者においては、商慣習^(用)の見直しや需要に合った販売の促進など、産業界及び事業者自らの努力による部分も大きいため、適宜連携を図っていきます。

表 3-1 事業者及び市民に求められる役割・行動と基本的施策

		現状と課題	役割と行動	本市の施策
事業者	食品製造業者	成型時の端材や設備トラブル等で製品にならなかった原料等や製造（加工）工程終了後に商品として出荷するまでの工程において、規格外品や試作品としての食品ロスが発生する。	賞味期限の延長及び年月表示化など賞味期限の大括り化に取り組む。食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する適正受注を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源の再生利用等への促進に向けた、事業者と連携した積極的な食品ロス削減 ・フードドライブに関する普及・啓発
	小売業者・卸業者	販売期限が切れた売れ残り商品や、季節商品や定番商品の入れ替え（フェイス替え）の際に店頭から引き揚げる商品等が食品ロスとなる。また、小売業では、売り切れによる販売機会の損失（チャンスロス）を避けることを前提に、売上目標よりも多くの商品を仕入れている。	サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（1/3ルール等）の緩和や、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源の再生利用等への促進に向けた、事業者と連携した積極的な食品ロス削減 ・事業者と連携した消費者の意識醸成
	外食産業事業者	主な要因は顧客の食べ残しと製造・調理段階での仕込みすぎである。食中毒等のトラブルを回避するため客による「持ち帰り」を敬遠する事業者が多い。	消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源の再生利用等への促進に向けた、事業者と連携した積極的な食品ロス削減 ・「宴会5箇条」や「30・10運動」の普及要請（食品ロス削減に係るキャンペーン情報の発信） ・ドギーバッグ等の活用推進
市民	消費者	小売店の店頭では、1日でも新しいものを棚の奥から選ぶ買い物客の姿が目立つ。また、外観も必要以上に重視され、わずかな凹みでも購入されないといった傾向も見られる。	賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べられるかどうかについては、個別に判断を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加 ・フードドライブの実施 ・生ごみの減量推進対策 ・生ごみの「3きり」運動の推進 ・ドギーバッグ等の活用の推進 ・消費・賞味期限についての知識の向上と理解の推進 ・食品廃棄物リサイクル等の推進 ・食品ロス削減レシピの公開

第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と基本的課題

1) 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理システムの概要

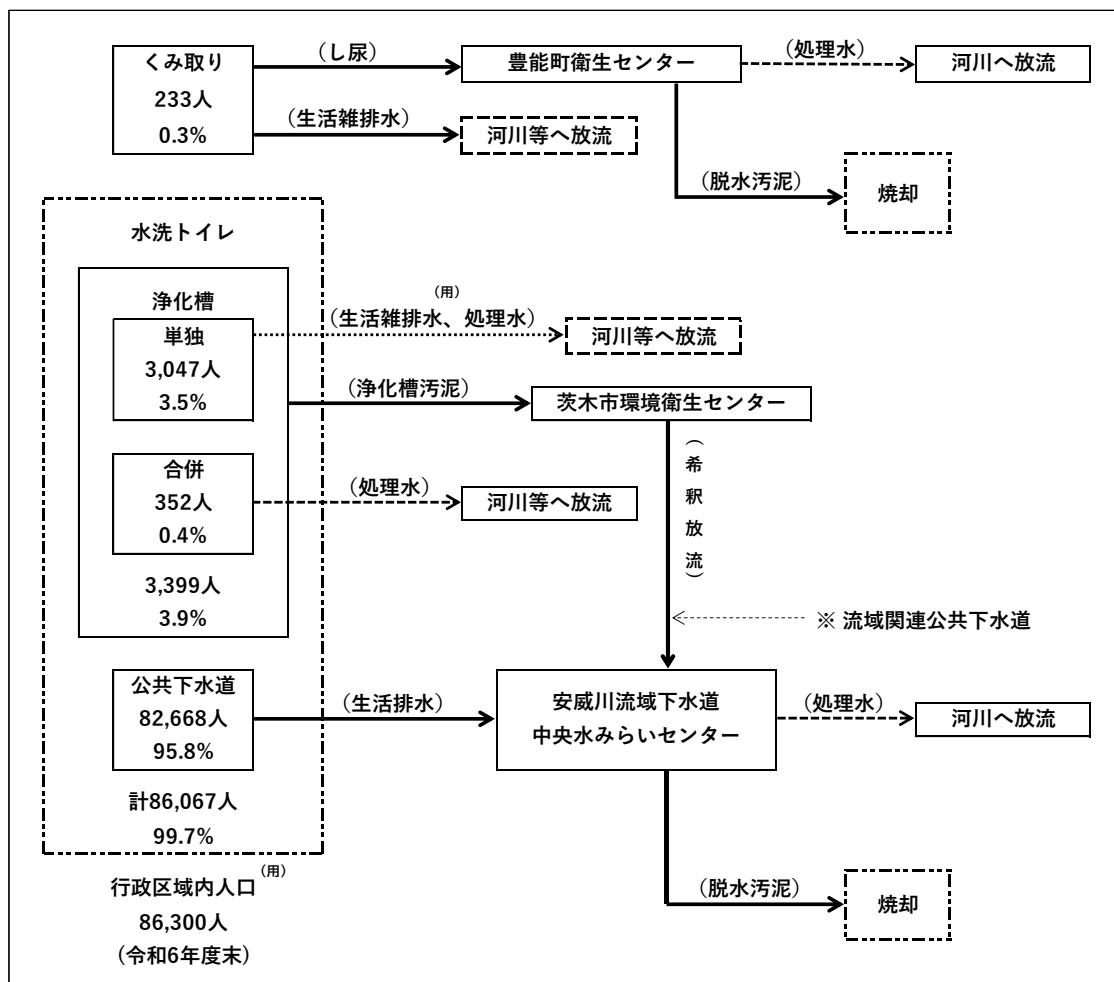
本市の生活排水処理システムの現状は図 4-1 に示すとおりです。

市域全域を公共下水道計画区域としていますことから、令和 6 年度末時点で公共下水道接続人口の割合は 95.8%、くみ取りや浄化槽処理人口の割合は合わせて 5%未満となっています。

平成 25 年 10 月 1 日以降、し尿は、委託業者が収集し、豊能町の衛生センターに運搬しており、同センターで処理後、処理水^(用)は余野川に放流しています。

また、浄化槽汚泥は、許可業者が収集しており、茨木市の環境衛生センターに運搬しております。同センターの前処理施設で処理後、希釈し流域関連公共下水道※へ放流し、最終、中央水みらいセンターで処理され処理水は安威川に放流しています。

図 4-1 生活排水処理システムの概要



(2) 生活排水の処理方法の現状

下水道の整備は、昭和 40 年度に都市下水路事業として着手し、その後、昭和 46 年度に市内全域を安威川流域関連公共下水道事業^(甲)に変更し、事業を進めてきた結果、令和 6 年度末時点での処理区域内人口（下水道（合流、分流汚水）が使える区域内の人口）は 85,755 人となっています。このうち下水道接続人口は 82,668 人で、水洗化率（処理区域内人口に対する、水洗便所を利用し、公共下水道に接続している人口の割合）は 96.4%（令和 6 年度末）となっています。

また、表 4-1 で示しているように、くみ取り・浄化槽処理人口は年々減少し、令和 6 年度末時点では、し尿くみ取り人口は 233 人、浄化槽処理人口は 3,399 人で、行政区域内人口に占める割合は、それぞれ 0.3% と 3.9% となっています。

	年度末人口（単位：人）					
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1. 計画処理区域内人口	86,584	86,741	86,480	86,494	86,346	86,300
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	82,718	83,033	83,009	83,114	83,023	83,020
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	417	394	420	409	367	352
(3) 下水道	82,301	82,639	82,589	82,705	82,656	82,668
(4) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	3,482	3,362	3,162	3,096	3,061	3,047
4. 非水洗化人口	384	346	309	284	262	233
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0

表 4-1 生活排水の処理人口推移

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況

現在、し尿は全量を委託業者（1 業者）により収集しています。浄化槽については、許可業者（21 業者）が浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っています。

また、浄化槽の適切な維持管理の徹底を図るため、許可業者の指導・監督並びに浄化槽管理者の維持管理指導を進めています。

(4) 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2 生活排水等の処理主体

排水等の種類	処理等施設の種類	処理主体
し尿及び生活雑排水	公共下水道	市
	合併処理浄化槽	個人等
し尿	単独処理浄化槽	
くみ取りし尿	し尿処理施設 (豊能町衛生センター)	市（豊能町へ処理委託）
浄化槽汚泥	下水道前処理施設 (茨木市環境衛生センター)	市（茨木市へ処理委託）

(5) し尿、浄化槽汚泥等の処理状況

平成 25 年 9 月末に吹田市正雀下水処理場及び本市クリーンセンターの廃止に伴い、同年 10 月以降のし尿は豊能町で、また、浄化槽汚泥は茨木市で委託処理しています。

公共下水道の普及に伴い、図 4-2 に示すとおり、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少しております、令和 6 年度の処理量はそれぞれ 645 kℓ 及び 1,452 kℓ で合計 2,097 kℓ となっています。

し尿については、原則、一般家庭は定期収集（2～3 回／月）、事業所等は随時収集を行っています。

浄化槽汚泥については、申込により許可業者が隨時に収集を行っています。

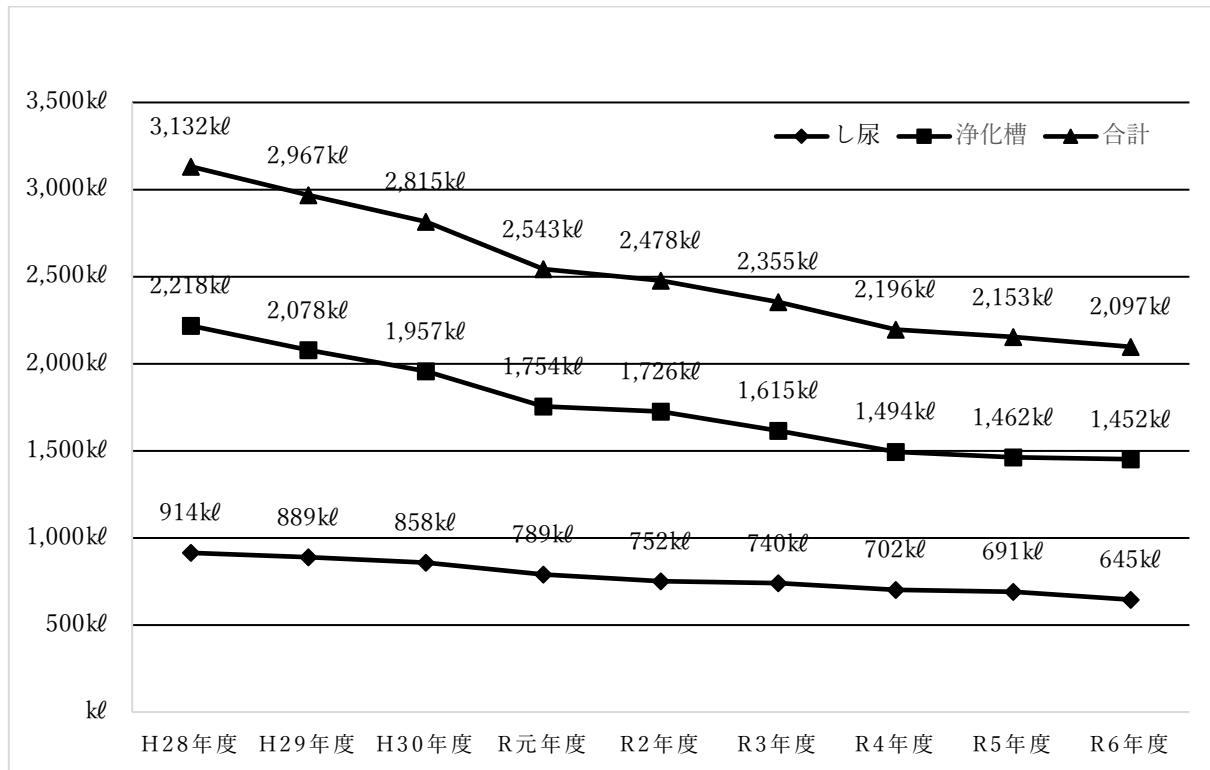


図 4-2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

(6) 下水道の整備状況

本市は、市域全域を公共下水道計画区域としています。

その公共下水道は、流末が安威川流域下水道^(用)に接続する流域関連公共下水道で、下水道の排除方式は、安威川以北地区の大部分が合流方式^(用)、安威川以南地区が分流方式^(用)となっています。

処理水は、大阪府が管理する安威川流域下水道の中央水みらいセンターで、安威川に放流されています。

下水道人口普及率^(用)は、図 4-3 に示すようにここ数年 100%に近い状況で推移しており、令和 6 年度末時点では、99.4% となっています。

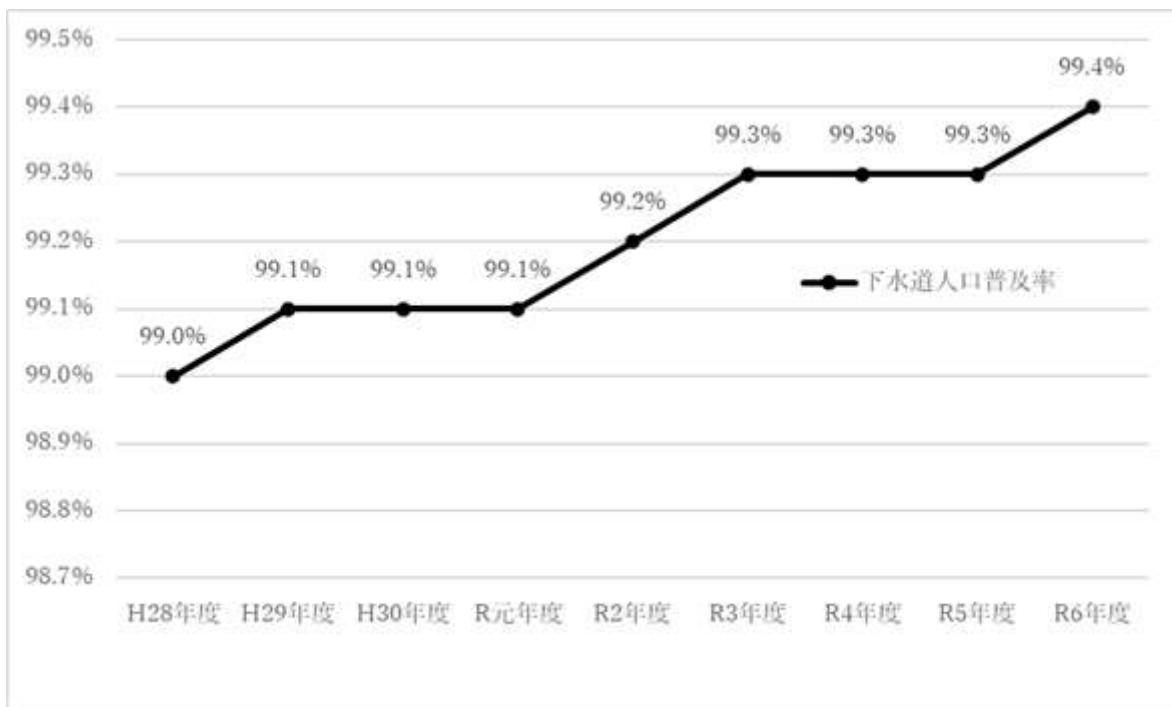


図 4-3 下水道人口普及率の推移

(7) 市内河川の水質現状

本市における採水地点と水質調査結果を表 4-3、表 4-4 に示します。

表 4-3 採水地点と生活環境の保全に関する環境基準

河川名	採水地点	※1 類型	pH ※2 (ー)	BOD ※3 (mg/ℓ)	SS ※4 (mg/ℓ)	D0 ※5 (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mℓ)
安威川	摂津市環境センター付近	A	6.5 ～ 8.5	2以下	25以下	7.5以上	300以下
大正川	大正川・安威川合流点						
正雀川	正雀川・安威川合流点	B	6.5 ～ 8.5	3以下	25以下	5以上	1,000以下
山田川	山田川・安威川合流点						

出典：摂津市の環境（令和 6 年度版）

表 4-4 令和 6 年度水質調査結果

河川名	採水地点	pH ※2 (ー)	BOD ※3 (mg/ℓ)	SS ※4 (mg/ℓ)	D0 ※5 (mg/ℓ)	大腸菌数 (CFU/100mℓ)
安威川	摂津市環境センター付近	7.0～7.1	2	5	8	420
大正川	大正川・安威川合流点	7.6～8.9	2	7	10	100
正雀川	正雀川・安威川合流点	7.2～9.1	2	16	11	71
山田川	山田川・安威川合流点	9.8～10.7	3	9	11	25

出典：摂津市の環境（令和 6 年度版）

- ※1 類型：生活環境の保全に関する環境基準として、各公共用水域に定める水域類型のこと。
- ※2 pH：水素イオン濃度指数。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値のこと。値が低いほど酸性が強く、値が高いほどアルカリ性が強い。
- ※3 BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど汚れていることを表します。
- ※4 SS：浮遊物質。水中に浮遊している直径2mm以下の粒子物質のこと。
- ※5 DO：溶存酸素。水中に溶けている酸素量のこと。汚染度の高い水中では値が小さくなる。

注) 表4-4の水質調査結果の数値については、pHは年間測定値の下限値及び上限値、BOD、SS、DO及び大腸菌数は年平均値を記載していますが、表4-3の生活環境の保全に関する環境基準と比較する数値ではありません。「生活環境の保全に関する環境基準」とは、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる水質汚濁に係る基準のこと。

2) 生活排水処理における基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するにあたり、基本的課題を以下のとおり整理しました。

(1) 下水道への速やかな接続と浄化槽の適正な維持管理

公共下水供用開始区域においては、未接続家屋に対し速やかな接続を促す必要があります。また、浄化槽管理者は定期的な保守点検、清掃実施や定期検査の受検を行うなど、適正な維持管理の徹底に努める必要があります。

(2) し尿処理量の減量

公共用水域の水質の保全維持やし尿処理を豊能町へ委託処理している現状から、市内で開催されるイベントや工事現場等で設置される仮設トイレは、下水道へ接続するトイレの設置を推奨し、し尿処理量の減量を促す取り組みの徹底に努める必要があります。

2 生活排水処理に係る理念・目標と基本方針

1) 理念・目標

本市は、淀川を筆頭に多くの河川や水路が存在し、日常生活を送るうえで、水との関わりが強く感じられる地形的な特徴があります。

その中、生活排水^(用)による河川などの公共用水域^(用)の水質の悪化が問題視されております。

本市の特徴である河川を守ることは、未来の摂津市を存続させる重要な責務です。まちづくりの目標として掲げている「みどりうるおう環境を大切にするまち」の実現に向け、生活排水適正処理率100%を目指して様々な取り組みにより生活排水の適正な処理を行います。

2) 基本方針

生活環境及び公共用水域の水質改善を図るために、市域全域を公共下水道計画区域^(用)としており、図4-4のとおり生活排水処理は公共下水道^(用)で行うこととします。

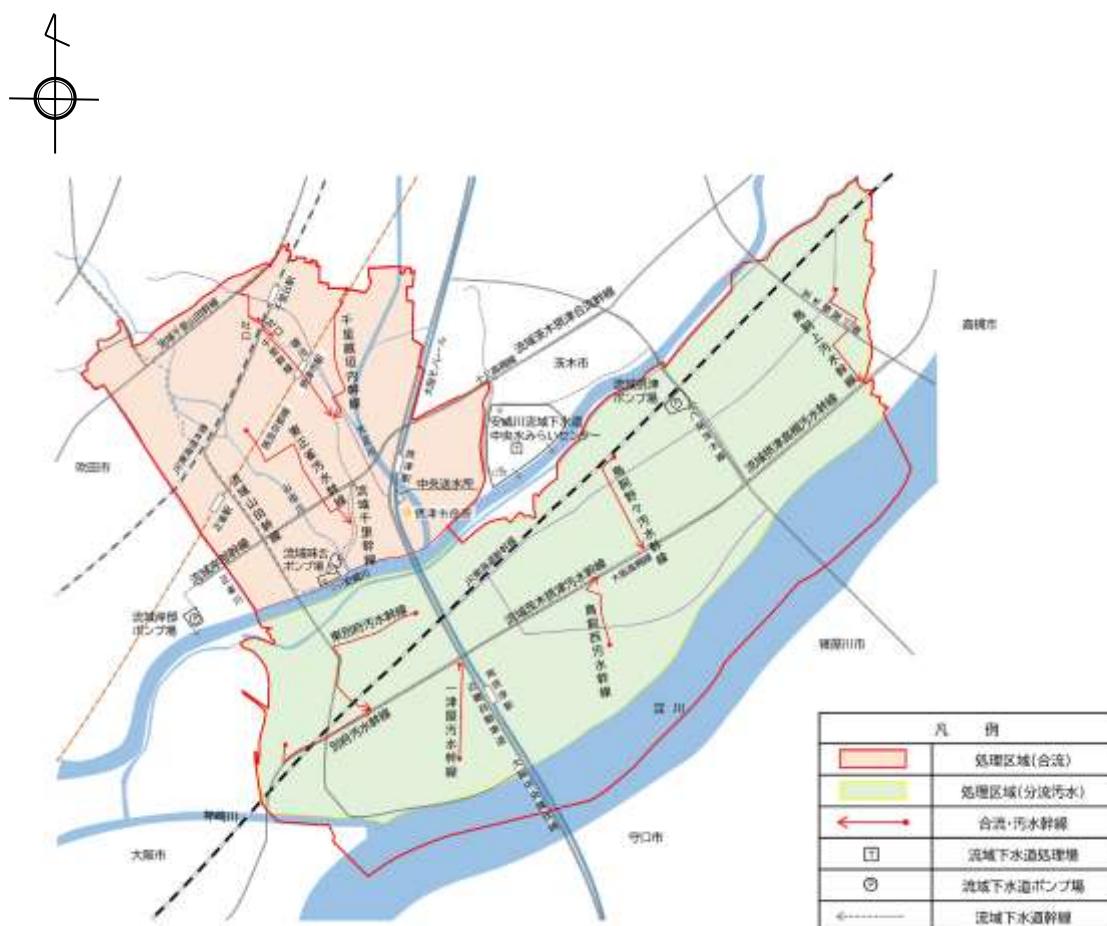


図 4-4 公共下水道合流、汚水概要図

3 基本計画

1) 計画目標年度

計画目標年度は、令和3年度を初年度とし、10年後の令和12年度を最終目標年度とします。なお、計画期間内であっても計画の達成状況、社会経済情勢、関連する法律・諸制度が大きく変化した場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。

2) 生活排水処理の目標

生活排水の適正処理の一層の推進を図るため、生活排水の処理の目標を表4-5に、人口の内訳を表4-6に、生活排水の処理形態別内訳を表4-7に示します。

表 4-5 生活排水の処理目標

項目	現在（R6年度）	目標年度（R12年度）
生活排水適正処理率 ※	96.2%	100.0%

※ 生活排水適正処理率とは、3. 水洗化・生活雑排水処理人口／2. 公共下水道計画区域人口（表4-6 人口の内訳）で表すものです。

表 4-6 人口の内訳

項目	現在（R6年度）	目標年度（R12年度）
1. 行政区域内人口	86,300人	84,749人
2. 公共下水道計画区域人口	86,300人	84,749人
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	83,020人	84,749人

表 4-7 生活排水の処理形態別内訳

項目	現在（R6年度）	目標年度（R12年度）
1. 公共下水道計画区域人口	86,300人	84,749人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	83,020人	84,749人
合併処理浄化槽	352人	0人
下水道	82,668人	84,749人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,047人	0人
4. 非水洗化人口	233人	0人

※ 表4-6、表4-7は、各年度末の人口を表しています。

3) 生活排水処理の施策

(1) 公共下水道への接続推進

市域全域を公共下水道計画区域としており、生活環境及び公共用水域の水質改善を図るための生活排水処理は公共下水道で行うこととします。そのため、供用開始区域(用)内の公共下水道への未接続家屋について、公共下水道事業担当課と連携し、公共下水道への接続の啓発を行います。

(2) 净化槽の適正な維持管理の徹底

公共下水道への接続までは、浄化槽管理者に対し、定期的な保守点検、清掃実施や定期検査の受検について啓発・指導を行うなど、適正な維持管理を行うよう指導しています。

(3) 収集・運搬体制

し尿の収集運搬については、委託業者が行います。

浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者が行います。

(4) 処分体制

平成25年9月末に吹田市正雀下水処理場が廃止され、また、本市クリーンセンターを廃止したことに伴い、同年10月以降のし尿は豊能町で委託処理しています。

今後は、豊能町を含む複数市とし尿処理の広域化に向けた協議を進め、将来的には豊能町等で構成されるし尿広域処理施設での処理に移行していく予定です。

また、浄化槽汚泥は茨木市で委託処理しています。

将来にわたる長期的な視点、費用対効果や環境対策等の観点も踏まえつつ、より効果的な処理方法を検討します。

(5) 災害時等の対応方策

災害時等において、し尿の緊急くみ取りが必要な場合は、被災状況に応じ、次の方法により収集・処理を実施します。

- ① 委託業者にくみ取り要請を行います。
- ② 北摂地域で締結している「災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定」(平成27年7月1日)及び、大阪府が大阪府衛生管理協同組合と締結した、「災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書」(令和6年7月1日)に基づき支援要請を行います。
- ③ 他の市町及び、関係業者等に応援要請を行います。

■ 関連するSDGsゴール



第5章 計画の進行管理

本計画の実行性を確保して着実な推進を図るために、PDCA サイクル^(用)に則り、目標達成状況や施策の取り組みの状況について毎年モニタリング及び評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていきます。進行管理の手順を図 5-1 に示します。

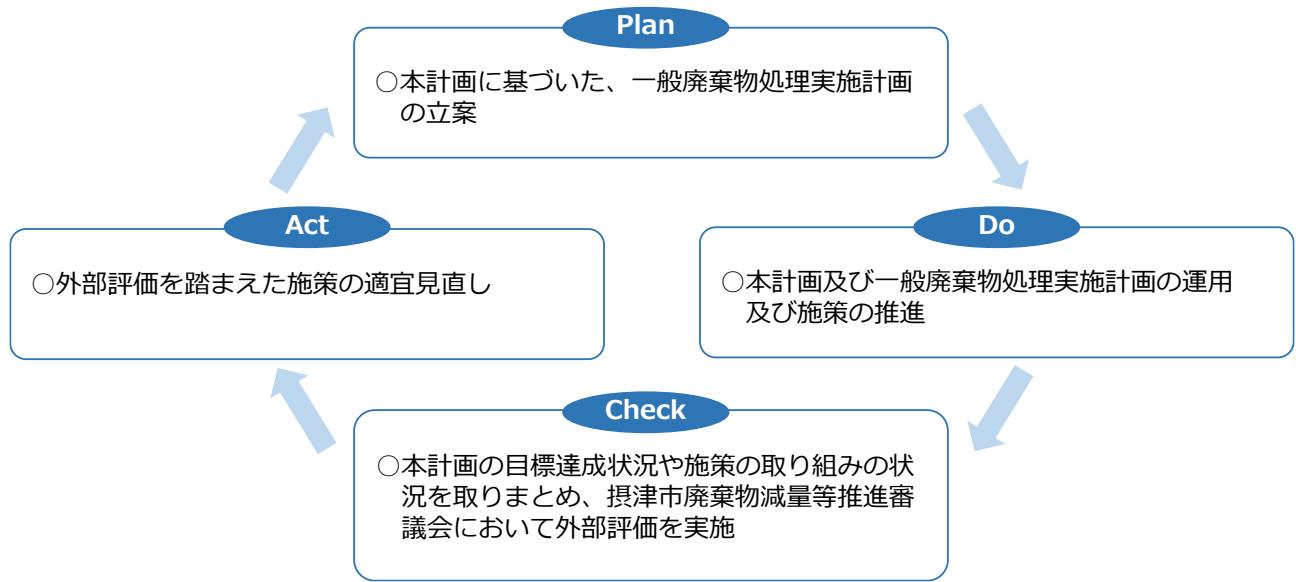


図 5-1 PDCA による進行管理の手順

用語解説

あ行

一般廃棄物（いっぽんはいきぶつ）

廃棄物処理法に規定する廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴い発生する「家庭系ごみ」と事業活動（商店、オフィス、レストラン等）に伴い発生する「事業系ごみ」に分類されます。

ウェルビーイング（うえるびーいんぐ）

心身の健康、生活の安定、人間関係や自己実現などを含む「心地よく満たされた状態」を指す言葉で、身体的・精神的・社会的に良好でバランスが取れていることを意味します。

宴会5箇条（えんかいごかじょう）

宴会の場における食品ロスの削減等を目的に定めた以下の5箇条をいいます。

【其の一】まずは、適量注文

【其の二】幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ

【其の三】開始30分、終了10分は、席を立たずにしっかり食べる「食べきりタイム！」

【其の四】食べきれない料理は仲間で分け合おう

【其の五】それでも、食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰りましょう。

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

赤外線の一部を吸収し、温室効果をもたらす大気に存在する気体をいいます。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類が定められています。

か行

海洋プラスチック（かいようぷらすちっく）

海洋を漂うプラスチックごみの総称をいいます。海洋プラスチックは、回収されずに河川等を通じて海に流れ込むことで発生します。

また、海洋プラスチックは、長期的に海に残ることから地球規模での環境汚染問題として懸念されています。

行政区域内人口（ぎょうせいくいじんこう）

本市に住民票の登録がある人口のことをいいます。

供用開始区域（きょうようかいかいしくいき）

下水道が使用可能になった状態の区域のことをいいます。

魚腸骨（ぎょちょうこつ）

卸売市場や小売店等で発生する魚の内臓、骨、皮等の不可食部分をいいます。

拠点回収（きよてんかいしゅう）

市区町村が役所等の公共施設及び民間施設等に回収ボックスを設置し、住民自らが回収ボックスに指定のものを持って行く方法をいいます。

下水道人口普及率（げすいどうじんこうふきゅうりつ）

行政区域内人口に対する下水道を利用できる人の割合のことで、下水道がどれくらい普及しているかを示す指標をいいます。

公共下水道（こうきょうげすいどう）

市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道で終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもののことをいいます。生活排水の他、産業排水や雨水も対象としています。

公共下水道計画区域（こうきょうげすいどうけいかくくいき）

公共下水道により下水を排除することができる地域のうち、下水道を整備する対象区域のことをいいます。

公共下水道事業（こうきょうげすいどうじぎょう）

主として市街地における下水を排除する下水道で、市町村が建設し、管理しています。終末処理場を有するものを「単独公共下水道」、終末処理場を有せず流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」と呼んでいます。

公共用水域 (こうきょうようすいいき)

水質汚濁防止法によって定められている公共利用のための水域、水路のことであり、河川、湖沼、沿岸海域、用水路などがあります。

合流方式 (ごうりゅうほうしき)

汚水の流れる管と雨水の流れる管を一つの管で排除する方式のことをいいます。

小型家電 (こがたかでん)

デジタルカメラやゲーム機等の使用済み小型電子機器等のことをいいます。これらの小型家電には貴金属やレアメタル等の有用な資源が含まれていることから、再資源化の促進に向けた小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)が制定されています。

戸別収集 (こべつしゅうしゅう)

各家庭の敷地内(玄関前等)に出されたごみを収集する方法をいいます。

さ行**災害廃棄物** (さいがいはいきぶつ)

地震、風水害、津波等の自然災害によって発生する廃棄物(倒壊・破損した建物の瓦礫、廃コンクリート等)及び被災後の避難生活等に伴い発生する廃棄物をいいます。

集じん灰固化物 (しゅうじんばいこかぶつ)

排ガスで除去された飛灰の有害物が飛散及び溶出防止を目的にセメント、薬品等で固めた固化物をいいます。

集団回収 (しゅうだんかいしゅう)

自治会、子供会等の地域団体が回収業者と契約して資源物を回収する方法をいいます。

循環経済 (サーキュラーエコノミー)

(じゅんかんけいざい (さきゅらーエコノミー))

資源を「使い捨て」にせず、製品・素材ができるだけ長く使い続け、再利用・修理・リサイクルによって資源を循環させる経済モデルのこと。廃棄物を減らし、資源の効率利用や環境負荷の低減を目指します。

商慣習 (しょうかんしゅう)

商取引の過程において形成された慣習をいいます。

食品口ス (しょくひんろす)

食品の直接廃棄、過剰除去、未利用食材の廃棄等のことをいいます。また、食品口スには一般家庭から発生する「家庭系食品口ス」と事業活動に伴って発生する「事業系食品口ス」に分類されます。

処理水 (しょりすい)

汚水を水と汚泥に分離し、浄化した水のことをいいます。

水銀製品 (すいぎんせいひん)

蛍光管、乾電池、水銀体温計等の水銀が使用された製品をいいます。

ステーション収集 (ステーションしゅうしゅう)

複数の家庭がその地域のごみ集積所(ステーション)に出したごみを収集する方法をいいます。

生活雑排水 (せいかつかづはいすい)

生活排水のうち、し尿を除く排水のことで、台所、洗濯、風呂などから出される排水のことをいいます。

生活排水 (せいかつかづはいすい)

トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことをいいます。

世界食糧計画 (せかいしょくりょうけいかく)

世界の飢餓と闘い、緊急時に食糧援助を行い、また世界の国々が栄養状態を改善し、危機を乗り越える力を築けるようにする主要な人道機関をいいます。

セメント原料化 (せめんとうげんりょうか)

ごみ処理施設で発生した焼却灰を民間のセメント工場でセメントの原料として有効利用するものです。

線形経済 (せんけいけいざい)

「資源を取る(Take) → 作る(Make) → 使う(Use) → 捨てる(Dispose)」という一方向の流れで成り立つ経済モデルのこと。大量生産・大量消費・大量廃棄を前提としており、資源枯渇や環境負荷の増大が課題とされます。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 (ぜんこくおいしいたべきりうんどうねっとわーくきょうぎかい)

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て 3R を推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

た行

多量排出事業者 (たりょうはいしゅつじぎょうしゃ)

「摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例施行規則」に規定する毎月 3,000 キログラム以上の事業系廃棄物を排出する事業者をいいます。

地域循環共生圏 (ちいきじゅんかんきょうせいけん)

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

超高齢社会 (ちょうこうれいしゃかい)

65 歳以上の人口割合が 21% 以上の社会をいいます。

ドギーバッグ (どぎーばっぐ)

食品ロス等の削減を目的にレストラン、パーティー等の食べ残しを持ち帰るための容器です。

は行

灰 (はい)

ごみの焼却時に発生する焼却灰には、ごみの焼却に伴い発生する「主灰」と排ガスから除去された「飛灰（集じん灰）」に分類されます。

廃棄物 (はいきぶつ)

廃棄物処理法に規定する廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他汚物または不要物であって、固形状または液体状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。））をいいます。

また、廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

フードドライブ (ふーどどらいぶ)

家庭で余っている食品等を学校や職場等に持ち寄り、それらを子ども食堂や福祉施設等に寄付する活動をいいます。

分流方式 (ぶんりゅうほうしき)

汚水の流れる管と雨水の流れる管が分かれしており、汚水と雨水を別々に排除することをいいます。

や行

溶融炉 (ようゆうろ)

溶融炉はごみを高温で処理し、灰や未燃物を溶かしてスラグ（ガラス状の固形物）として再資源化できる状態にする炉を指します。ストーカー炉より処理温度が高く（約 1,300°C 前後）、埋立量の大幅削減やスラグの有効利用が可能です。

ら行

流域下水道 (りゅういきげすいどう)

都道府県が管理する下水道で、2 以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有するものとをいいます。

英数字

RDF (あーるでいーえふ)

RDF (Refuse Derived Fuel) とは、可燃性の一般廃棄物を主原料とする固形燃料をいいます。

PDCA サイクル (ぴーでいーしーえーさいくる)

PDCA とは、PDCA とは、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) をいいます。PDCA サイクルの活用により、目標の達成状況等の進捗管理を行うことができます。

3 きり運動 (さんきりうんどう)

生ごみの削減を目的とした、以下の 3 つの運動をいいます。

1. 使いきり（買った食材を使い切る）
2. 食べきり（食べ残しをしない）
3. 水きり（ごみとして出す前に水をくる）

30・10運動 (さんまる・いちまるうんどう)

忘年会、新年会等の宴会の場から食品ロスを削減する取り組みをいいます。

開始30分、終了10分は席を立たずに食事をして、食べ残しを減らす取り組みです。

3R (すりーあーる)

ごみ等の発生抑制 (Reduce : リデュース、廃棄物の発生自体の抑制)、再使用 (Reuse : リユース、使い捨てせずに繰り返し使用)、再生利用 (Recycle : リサイクル、廃棄物等を再利用) の3つの頭文字を取って“3R”といいます。また、3Rにもう1つのR (Refuse : リfuse、廃棄物になるようなものを断る) を足した4Rもあります。